

第一類 第八号

第六十四回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第 四 号

(六〇)

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 齋藤 実君

理事 稻村佐四郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 齋藤 邦吉君

理事 瀬戸山三男君

理事 高見 三郎君

理事 中垣 國男君

理事 松野 幸泰君

理事 山崎平八郎君

理事 田中 恒利君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 二見 伸明君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

經濟企画庁審議官 西川 喬君

農林大臣官房技 術審議官 加賀山國雄君

農林省農政局長 中野 和仁君

農林省農地局長 岩本 道夫君

水産庁長官 大和田啓氣君

委員外の出席者

内閣官房内閣審 議官 遠藤 寛二君

經濟企画庁國民 生活局長 白井 和徳君

農林水産委員会 議録第四号

昭和四十五年十二月九日

第一類第八号

農林水産委員会

法務省刑事局參 事官 佐藤 道夫君

大藏省主計局主 計官 松下 康雄君

厚生省環境衛生 局長 山本 宣正君

食糧庁次長 内村 良英君

通商産業省公害 保安局長 伊勢谷三樹郎君

通商産業省公害 保安局長 根岸 正男君

運輸省自動車局 整備部長 飯塚 良政君

農林水産委員会 調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

十二月九日

赤城 宗徳君

鹿野 彦吉君

熊谷 義雄君

松野 幸泰君

角屋堅次郎君

中澤 茂一君

瀬野栄次郎君

同日

補欠選任

稻村佐四郎君

上村千一郎君

山崎平八郎君

別川悠紀夫君

桶 兼次郎君

山口 鶴男君

渡部 通子君

同日

補欠選任

赤城 宗徳君

鹿野 彦吉君

松野 幸泰君

熊谷 義雄君

角屋堅次郎君

中澤 茂一君

瀬野栄次郎君

渡部 通子君

十二月八日

綜合農政の推進に関する陳情書(福島県河沼郡 会津坂下町字西南町裏甲四〇〇〇兩沼地方町村 農政協議会長村野井久(第一三八号))

農業の基本政策確立等に関する陳情書(富山市 新堀曲輪二富山県農業協議会長内藤友明(第一三 九号))

食糧管理制度の堅持等に関する陳情書(外四十三 件)(宮崎県協議会長宮崎竹常(外五十四号)(第一 四〇号))

農業の安全対策に関する陳情書(愛知県協議会 長橋本繁蔵(第一四一号))

果樹産業の振興対策に関する陳情書(松山市中 須賀三の四の八愛媛県青果農業協同組合連合会 長桐野忠兵衛(第一四二号))

多目的に利用する林道の改良舗装に関する陳情 書(関東一都九県協議会長会常任幹事東京都議 會議長春日井秀雄(外九名)(第一四三号))

瀬戸内海海域における赤潮対策に関する陳情書 (中国五県協議会正副議長會議代表岡山県議會議 長宮原義久(外四名)(第一四五号))

綜合農政の確立に関する陳情書(中国五県議會 正副議長會議代表岡山県議會議長宮原義久(外四 名)(第一四六号))

農林漁業金融公庫の造林融資条件改善等に関す る陳情書(中国五県議會正副議長會議代表岡山 県議會議長宮原義久(外四名)(第一四七号))

林道開設事業の用地費等助成に関する陳情書 (鳥取県協議会長藤井政雄(第一四八号))

農業生産の地域分担に関する陳情書(鳥取県議 會議長藤井政雄(第一四九号))

花卉園芸振興法の早期制定に関する陳情書(外十 件)(長崎県協議會長入井村太外十三名)(第一五 〇号)

福岡県の麦被害対策に関する陳情書(福岡県議 會議長三苦欽英(第一五一号))

綜合農政対策に関する陳情書(中国五県議會正 副議長會議代表鳥取県議會議長藤井政雄(外四名) (第一五三号))

瀬戸内海栽培漁業の推進に関する陳情書(神戸 市兵庫区新在家町一二三瀬戸内海水産開発協議 會理事長三浦清太郎(第一五四号))

農業基盤整備事業の推進に関する陳情書(岡山 市内山下七〇の一〇岡山県土地改良事業団体連 合會長小枝一雄(第一五五号))

林業信用基金の業務範囲拡充に関する陳情書 (大阪府西區西長堀北通四の二二全日本木材市 場連盟會長久我俊一(第一五六号))

造林補助単価の引上げに関する陳情書(中国五 県議會正副議長會議代表鳥取県議會議長藤井政 雄(外四名)(第一五七号))

卸売市場法案の成立促進に関する陳情書(静岡 市横田町一の三の五全国地方青果卸売市場協議 會長近峰榮一(外八名)(第一五八号))

農林漁業の近代化促進に関する陳情書(徳島市 幸町三の一徳島県町村會會長徳元四郎(第一五九 号))

米の生産調整等に関する陳情書(山口市中央一 の一の一全国市長會中国支部長兼行憲雄(第一 六〇号))

家畜伝染病予防法に基づく殺処分の手当金増額 に関する陳情書(関東一都九県協議會長會常任 幹事東京都議會議長春日井秀雄(外九名)(第一六 一号))

茶葉振興対策に関する陳情書(東京都港区東新 橋二の九の一二日本茶業中央會會長大石八治(第 一六二号))

蚕糸振興対策に関する陳情書(熊本市上通町 七の三二西日本蚕糸振興連盟會長堀川光記(第 一六三号))

秩父山地の国有林保護に関する陳情書(東京都 港区芝西久保保明町一五日本自然保護協會會長川

北嶺(一外二名)(第一六四号)

愛媛県滑床及び成川地区を自然休養林に指定に
関する陳情書(宇和島市中央町二の五の一字和
島地区市町議議長会長谷松豊繁(第一六五号)
かんしよ及びかんしよでん粉安定対策確立に關
する陳情書(鹿児島市山下町一四の五〇鹿児島
県甘しよでん粉対策協議会長金丸三郎(第一六
六号)

スーパ一林道田代山線の開設促進に關する陳情
書(栃木県知事横川信夫外一名)(第一六八号)
大分県の風成漁港の改修工事中止に關する陳情
書(臼杵市大字風成区長吉藤日出生外四十七名)
(第一六九号)

米生産調整に伴う休耕田の有効利用等に関する
陳情書(和歌山県議會議長前田増一外一名)(第
一七一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出
第二〇号)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内
閣提出第二二号)

○草野委員長

これより會議を開きます。
農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案を議
題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は農用地の土壤汚染防止法に
つきまして、昨日の委員会に引き続いてできる
だけ各委員との重複を避けながら、若干御質問を
いたしたいと思います。

農林大臣にお尋ねをいたしますが、大臣は最近、
新しい日本の農政の課題として、農工一体化と
いうことを盛んに主張せられておられるわけであ
ります。具体的には、たいへん高度に発達してい

ました日本の企業を農村に誘致をしていくとい
うことでありまして、工場の地方分散という観点
に立ちましても、私どもとしても基本的にはその趣
旨を了解をいたしておられるわけですが、具体
的に工場誘致が農村に持ち込まれた場合にどこで
も起きます問題は、今日問題になっております公
害の問題であります。あるいは農村地域におきて
すでに工場等が設置をせられておる地帯におきて
して、公害問題がたいへん深刻になっておりまし
て、私どもの地域におきましても本年度、新居浜
の住友五社のあります地帯では、原因はまだよく
わかりませんが、果樹が地域全般にわたって五
〇%の減収という問題が起きておって、たいへ
ん大きな問題になっておられるわけですが、そ
の他ヘドロの問題なども全国各地に、工場進出と
公害の問題はたいへん深刻になっておられるわけ
であります。経済の発展に伴いまして、公害の問題が
ある意味では必然性を伴うものであることは理解
されるわけでありましても、今後の新しい日
本の農政の方向として農業と工業の一体化とい
う問題を考えるにあたって、第一次産業でありま
す農林漁業に対する公害防止をどのような観点で
進めたいか、工業の地方分散というものを進
めたいか、この点についてまず大臣の基
本的な所信をこの際お承りいたしたいと思いま
す。

○倉石国務大臣

私も農政のことを考えてみま
すのに、だんだんと農村においては労働力も窮屈
になってまいります。しかも農村にある労働力と
いうものを従来のような型で放置しておきまし
たらば、太平洋ベルト地帯と申しますか、そうい
われておるような地域にかなりな勢いで若い労働
力が吸収される傾向が非常に強いわけでありま
す。全体として私はそういうことは好ましいこと
ではないと思ひます。そこでそういう意味から
も、また地方の農村を荒廃させないという意味か
ら、これは日本のわれわれが考えるだけではな
くて、ヨーロッパの諸国なども同じような考え
方で政治の面でもたいへん努力をいたし、国によ

ては地方に分散していく工場に対して助成金等、
あるいは税の面でめんどろを見たりして、できる
だけ産業を全国的に分散して、そしていわゆるメ
ガロポリスといわれるような形でなくて、地方を
含めた全体的に産業と人口と国民の所得をできる
だけ平均化していこうという傾向があるようであ
りますが、われわれでもやはりそういうことが必
要ではないか、こういうことで、いわゆる田園都
市的なことを構想に描いておられるわけでありま
す。四十五年度予算で通産、労働、農林三省にそ
ういうことについての調査検討いたしてまいる予
算を取ってありますけれども、まだ具体的にそう
いう問題を全国的に計画的にやるとい段階にま
でなっておりません。前回の国会で御賛成を得ま
した農協法改正案等につきましても、農協の方々
も、いま私が申しましたような趣旨で、農住構想
というようになこともその一環として活用するよ
うな傾向が見えておることは御存じのとおりであ
ります。そこで、地方に産業を分散していきま
す。そこでは、地方の県知事、町村長、農業団体等と緊
密な連絡をいたしながら計画的に進めなければな
りませんが、もうこれからの企業といふものは、
いままでの工業地帯であるところと、それから新し
い処女地である地方の農村地帯であるところを問
はず、まずもって公害というものを除去する計画が先
すべきでありまして、公害が出たから、それから
処理をしていくというようなことでは許されな
い時代に入ってきております。したがって、いまお
話のような、産業を地方に分散するために地方
自治体等と協力して地方に分散される企業とい
うものは、まずそういうことから先行しなければ
ならない。またそういうふうなことにさせるべき
である。従来われわれが戦後のどきどきの間に自
分の住ま
いだけ建てましたところは、下水道の排水だの
いうふうなことに一般家庭ですらあまり考慮せ
ず、あの当時はあれで済んだ。しかし、いまでは
でなくなつたと同じように、まず終末処理を先
に考えて設計をする。こういうことでございま

で、これから私どもが計画的に進めようとする産
業分散もそういう趣旨でやっていかなければなら
ない、こう思っているわけでありま

○田中(恒)委員 私もいま大臣の申しましたこ
とはそのとおりだと思つておられるわけであり
まして、公害政策、公害除去というものを工場誘致の前提条件
として先行させる、こういう意味をそのま理解
をいたしたいと思つておられるわけでありま
す。特に私はこ
の機会に大臣に御検討をわすらわしておきたい
と思ひますが、農村における公害発生源と思われ
る各種工場、事業所等の立地計画あるいは進出に
ついての住民の心配、不安がいろいろの問題で起
きておりますだけに、この際、これらの事業所や施
設等の設置には公聴会制度的なものを何らかの形
で設けておく必要があるのではないかと、こうい
う考えを持つものであります。農業振興地域整備法
に基づきます農業振興地域等につきましては、特
にこの配慮を行なうべきではないかと。今回提示を
されております汚染土壌の原因につきましても、
三万七千ヘクタールのうちの三万ヘクタール、全
体の約八〇%が水であります排水に原因がある、
こういうことになっておられるわけでありまして、
河川は本来、古い人間の歴史の中で農耕地として
形成をされてきたという歴史があるわけであり
ますが、その水が今日工場用水として分割されて、
汚水として地域住民の生活環境を悪化させる状態
を導いてきておられるわけでありま

河川等について、今後企業誘致に伴つて農林省の
行政分野の中で取り上げられる問題がたぐさん
あると思つておられますが、こういう点について
農林省として早急に点検をいたしまして、具体的
に企業誘致に伴う公害防止政策、防止処置をど
のようにしていくか、こういうきめ細かき方策
を農林省内部で早急におつくりになる必要がある
と思つておられます。この点について、重ねて大臣のこ
れからの点についての具体的な御意見を伺ひたい
と思ひます。

○倉石国務大臣 ただいま御審議を願つておりま
す二つの法律、これができることによつてだけ

でも、いまお話しのようなことについてかなり私どもとしてなすべき事情が多いわけでありますが、そういうことにかかわらず、やはり農政の一環として農業地域に対していわゆる公害が出てまいらないようにするためには、農林省の中央、地方の機関を通じていまお話しのようなことに十分努力をしなければならぬ、これは当然なわれわれの任務である、このように考えておるわけであり

ます。

○田中(恒)委員 農政局長にお尋ねをいたしますが、この法律は「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案」、こういう名称になっております。法第一条には「農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化」、こういうふうな(目的)条項が定められておるわけですが、どうも土壌汚染防止法を見ますと、まず対策計画を樹立していく、あるいは特別にひどいところでは特別地域の指定をしていく、その特別地域の中において農作物等についての作付規制をやっていく、こういうことが内容になっておる程度でありまして、この法律の(目的)に出されております「特定有害物質による汚染の防止」を具体的にどういうふうにしていくのかというところが私の理解の範囲ではまだよくわかっていないわけですが、この法律の中で汚染の防止をやるためにどういうふうな規定、どういうふうな内容が織り込まれておるのか、単に汚染をされた土壌をこういふふうな「対策計画」で処理をしていくことだけに終わっておるのではないかと心配をしておるものであります。積極的に土壌の汚染を防止するためにこの法律の中でどのような内容が織り込まれておるか、この機会にお聞きをいたしたいと思います。

○中野政府委員 ただいまのお話でございますが、今回の法律の内容は、いまお話しになりました汚染された土壌に対する対策と同時に、防止対策をやるという点を明瞭にしておるわけでございます。そのことを二、三御指摘を申し上げますと、第七条で(排水基準設定等のための都道府県知事の措置)というところで、これ以上汚染がどんどん進行しないように、汚染をされた土壌があらりますような指定地域におきましては、そのことを頭に入れて都道府県知事が大気汚染防止法なり水質汚濁法なりによりましてきびしい排出基準を定めるものとするということを書いてございます。このことが一つ。

それから「対策計画」の第五条をあらんだけきまして、その中の二項の二のイは、「農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の施設」というふうになっております。これはたとえば水源を転換いたしましてきれいな水を田畑に引いてくるというような防止対策、あるいは沈んでん池をつくりまして有害物質が農用地に流入しないような防止対策をとるということをお考えをしておるわけでございます。ただいま申し上げましたようにそういう両方の面からやるのが今度の法律の内容でございます。

○田中(恒)委員 若干ないこともないでしょうけれども、大体この法律の中心は、汚染土壌をなくしていく、現に汚染されておるもの、特にカドミウム等で非常に大きな社会問題になったものを当面取り上げながら汚染されたものの処置をしていく、こういう内容がほとんど中心になっておるんじゃないですか。それに關連して、将来予想される土壌の汚染防止の処置のいま若干言われましたような事項が載せられておる、こういう内容じゃないのですか。

○中野政府委員 話は少し逆のように思いますが、と申しますのは、まずそういう事態についてはこれ以上汚染が進まないような排出規制のいろいろな必要があるわけでございます。と同時に事業といたしましては、防止をやるためのいろいろな事業が必要だと思ふのですが、むしろほかの法案と違いましたこの特色は、汚染されてしまったところをどうするかということが大きな一つの特色だと私は考えております。

○田中(恒)委員 だから、汚染されたところをどう処置するかということがこの法律の中心になっておるのでしょうか。

○中野政府委員 繰り返すようではありますが、これ以上汚染が進まないような排水基準について知事に必要な措置をとらせるといふことを第七条に明瞭に書いてありますので、田中先生おっしゃいますように汚染されたところだけを主として対象にしておるといふふうには私たちは考えていないわけでございますが、何といひましても、すでに汚染されてしまったところについて早急にいろいろな対策をとる必要があるものですから、こういうふうな法案になっておるわけでございます。

○田中(恒)委員 それでは少しくまなく御質問いたしますが、この法律に基づいて対策地域の指定が行なわれ、対策計画が樹立をせられるわけでありますが、第五条において規定をされております「土壌汚染対策計画」といふものはどういふ性格を持つものなのか、この機会に明らかにしていただきたいと思うのです。たとえばこの「対策計画」が設定されるのがイコール事業計画、こういう観点になるのか。事業計画というのはまた別なものになっていくのか。調査があつて対策があつて、そして調査があつて計画があつて、そして実施計画といふものがあるわけですが、この法律では単に「対策計画」を立てるといふことだけにとどまっておるわけで、それからあとどうするかといふことがつながりがわからないわけでありますので、この法律に基づく「対策計画」は一体どういふ性格のものなのか、この点を明らかにしていただきたい。

○中野政府委員 第五条によりまして「対策計画」は、これはいわば指定された地域での汚染を防止するなりあるいは除去するなどの全体としての計画でございます。あるいはマスタープランと申し上げてもよろしいかと思ひます。

そこで、具体的にこういう計画が立った場合に、たとえばかんがい排水施設の設置なりあるいは客土なり、こういう事業は土地改良法に基づきまして具体的な計画を立ててやるということになるわけでございます。

○田中(恒)委員 この「農林大臣の承認」というのは、土地改良法に基づいてさらに策定をせられるということになるわけですね。

この点はまたあとで御質問いたしたいと思ふわけでありますが、実施計画といふのはまた別途につくられてくるということですね。そういったしますと、この対策計画に基づいて農林大臣が承認をする、こういうことになっておりますが、この「農林大臣の承認」といふのは、一体どういう判断に基づいて承認あるいは不承認ということになるのか。単なるマスタープランでありまして、それによろしいということ、出てきたものを全部単に承認をするということなのか、この「農林大臣の承認」といふことの中には、どういふ承認の条件になるものがあるのか、この点をお聞きしておきたいと思ふのです。

○中野政府委員 その点につきましては、第五条の第三項に、対策計画は、その地域の特定有害物質による汚染の程度、その事業に要する費用、それからその事業の効果、緊急度等を勘案しまして、適切なものでなければならぬと書いてあります。農林大臣の承認いたします基準は、この三項によるわけでございます。

単なるマスタープランでありまして、農林大臣の承認は必要ないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、このプランができましたあとと具体化する必要があります。地元の計画がでたらめだといふことを申し上げるわけではございませんけれども、農林大臣もマスタープランの段階で具体的などうやるかといふことを承知しておくといふ必要もございまして、ここで承認をいたします。そうなりますと、農林省としましては、承認をした計画を実現させるように、相当な費用を要する場合がございますので、そういう承認をした中身によりまして、財政当局とも折衝をして予算を具体化する、こういうことになってくるわけでございます。

○田中(恒)委員 この「農林大臣の承認」という内容の中には、たとえば汚染土壌対策に対する国

の予算措置というものがなされていく、その予算措置のワケの中で、全国で何カ所かを選定しなければいけない、そういうような事項がこの承認事項の中に織り込まれているのかどうか、この点はどうかでしょうか。

○中野政府委員 ちよつと御質問の趣旨がのめ込み点もあるわけですが、あらかじめ農林省のほうで予算的に何カ所と定めておいて、その中にこの地区数をしぼっていく、そういう考え方はございません。やはりこれは、普通の土地改良と違ひまして、予算折衝いたしました結果、ことしは予算が五地区とれたからその五地区しかやらぬ、こういうことではございませんで、まずこういう汚染土壌をよくするというための指定をしまして、そして計画を立てそれを予算化するというふうにならねばと考えております。

○田中(恒)委員 それではこの対策計画は、法律条項に照らし合わせあるいは現地の実態等に照らし合せて、各都道府県が出したものにやまがなければ全部承認をされていく、特別に予算その他の条件に触れることなく、一斉に全国各地の府県から出てくるものが、農林大臣の承認事項の中では、別に実態にそぐわなくても適正な計画であればそのまま承認をしていく、こういうふうには理解してよろしいですか。

○中野政府委員 都道府県知事が出してまいりましたものをこちらでいろいろ審査をいたしまして、それが適切であれば承認をするということでございます。

○田中(恒)委員 私は汚染土壌というのは、ある意味では農業の災害以上の問題をやはり内容的に持っておると思うのであります。災害の場合は——最近特に人災といったようなこともいわれておりますけれども、やはり自然災害という性格が非常に強いわけでありまして、けれども、この汚染土壌というのはやはり人災でありまして、端的にいえば企業がもうけるために、農地を所有する農民を犠牲にして企業活動をやってきた、この結果が汚染土壌を生んでおるわけでありまして、したがって、

あとで御質問をいたしたいわけでありまして、土地改良事業の中でこの事業を取り扱うといったようなものではなくて、むしろ積極的に特別対策事業的な性格を持たせて、独自の予算を組んで国が直轄をしてやっていく、災害復旧の早急原形復旧事業以上の性格を持たしたものにしなければ、この汚染土壌に対する事業計画の性格というものが浮き彫りに出ないのではないかと、こういう理解をしておるわけでございますが、これらの点について、農林大臣はどういうお考えで土地改良事業の中でこれを取り扱うというふうにならねばならないのか、この辺をお聞かせをいただければと思います。

○倉石国務大臣 事務局から申し上げます。○岩本政府委員 先ほど農政局長から御答弁がございましたように、この法律の五条に基づく計画は、都道府県知事が立てまして農林大臣の承認を得るわけでございます。この計画の性格はいわゆる総合的なマスタープランというべきものでございまして、具体的な実施計画は、土地改良法の定める手続に従ひまして、土地改良事業として実施してまいることになります。そこで、土地改良法には国営事業、県営事業、市町村営事業、団体営事業等、いろいろな段階の事業がございまして、この土壌汚染対策計画に基づきます土地改良事業は、現地の具体的な実情によってその規模等がきまっておりますので、それを拝見しないといふ段階でやりましたらよろしいか判断がつかぬわけでございますが、現在やっております土地改良事業の国営事業の規模は、受益面積一千ヘクタール以上でございますので、その程度以上の対策計画事業があるかどうか、問題は今後に待たないと判断できません。また、県営以下の事業につきまして、どの段階でやらせるかということを考えます場合に、県知事が対策計画を立てるといふ点に着目いたしますと同時に、この事業は企業の負担を伴うというところでございまして、これは単に企業に費用を割り当てる、配分をやるだけではないに、実際にその負担金を納付させ、徴収するということも考えなければなりませんので、それらを勘案しますと、県

営でやるのが妥当ではなからうかと判断をいたしております。

○田中(恒)委員 土地改良事業というのは申請主義のたてまえをとっておりますから、土地の所有者からこの土地を改良事業をやってほしいという申請をとることが原則になっておるわけでございますが、この土壌汚染対策事業の場合も、汚染土壌を所有しておる農民が、そういうふうな、申請の組織も土地改良法等の組織をつくらせてやっていく、こういうことになるので、それと同じような形にこれはなるわけですか。大体土地改良法の第何条の手続によってこの改良事業を進められていくわけですか。

○岩本政府委員 先ほど申し上げましたように、土地改良法に基づく所定の手続を踏んで事業を実施するわけでございます。

なぜそういうことにならねばならないかという点でございますが、これは土壌汚染対策計画がマスタープランという性格を持っておりますこと、したがって、そういう土地改良法に従って具体的な事業の申請が出た場合に、それが対策計画に合致しておれば承認をするという意味合いを含む計画だろーと思ひます。したがって、土地改良法に基づき所定の計画によって進めることになりまして、その基本的な考え方は、公害を受けた農用地である、それは各農民の財産権に關することでありまして、農民の同意を得て土地改良法の事業を進めるといふ基本的原則は維持すべき必要があるというふうなことからあります。

○田中(恒)委員 土地改良法の第何条に基づいて申請の受理がなされるわけですか。

○岩本政府委員 土地改良法第八十五条第一項に基づいて申請の手続をとることに相なります。

○田中(恒)委員 (草野委員長退席、三ツ林委員長代理着席) 土地改良法第八十五条に基づいてなされるということになりますと、まず当該所有者の同意が前提になりますし、さらにその周辺の関係者の同意が必要になってまいりまして、それぞれ手続上めんどろな問題が起きるんじゃない

ですか、どうですか。

○岩本政府委員 先生の御質問のように、企業者の特定有害物質の排出という人為的な要因に基づいて農民が被害をこうむっておるわけでございますから、その被害を防止する、もしくは回復をするという見地の事業の実行についてそれほど現地に反対があると思へませんし、先生のおっしゃるようなめんどろが起ることも考えられませんが。

○田中(恒)委員 考えられませんかとおっしゃいますけれども、普通の土地改良事業にいたしまして、土地改良の事業の着工にあたっては関係農民の間で利害が相反しましてなかなかむずかしいわけでありまして、まして汚染土壌をよくするということでありますけれども、やはりこの汚染土壌の周辺にある農民がそのことによって水路の変更等が出てくるということから、私はいろいろ複雑な問題が起きてくると思うのです。こういう問題が土地改良法に基づいて事業を実施するという場合にも相当将来問題になって発生してくるんじゃないかというところは私は心配いたしますし、特に法律でわざわざ汚染土壌をなくしていく処置をこういうようにするのだということを明記しながら、一方では従来行なわれておる土地改良事業に乗せてやるといふことでは、どうもせっかくこの法律をつくらせて積極的に汚染土壌を改良していく、こういう姿勢が非常に薄くなつていくんじゃないか、こういうふうに思ふのです。だからむしろこれは土地改良法ということではなくて、別途な対策事業としてもう少し国が積極的に中心になつて汚染土壌をなくするのだ、こういう姿勢で問題処理すべきじゃないか、こういうふうに私は思ふのです。

○岩本政府委員 土地改良は土地改良法に基づいて実施をするというのが現行のたてまえでございますが、土壌汚染対策計画に基づく事業といえども農民の財産権の尊重というたてまえに照らし、土地改良法の諸手続を踏んで実施すべきものであると考へます。

○田中(恒)委員 どうもよく議論がかみ合わない

どうもよく議論がかみ合わない

つのものがございまして、人の健康に係る環境基準と、それから作物の生育の被害等に関する環境基準とに分けられまして、そして人の健康に関するものについては作物の中の有害物質と土壌と

の関係は明らかにする、それから作物被害については作物と土壌との相関関係を明らかにしてきめられるということになっておりますが、承っております範囲では、具体的な技術的な検討というものに非常にむずかしい点がありまして、早急にはきまらないと承っております。詳細は農林省からお聞き取りいただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 農林省がおきめになるようですので農林省にお尋ねをいたしますが、今度カドミウムを当面指定をせられて、一PPM以上のカドミウム発生地というものが一つの指定地域の基準になるわけでありまして、公害基本法で定められました土壌に関する環境基準と一PPMの汚染土壌との関連は今後どういふふうに組み合わせられていくのか。環境基準の設定の方法と、それからこれは相当かかるといふかと思うのですけれども、その間はいま申しました一PPMだけで処理をせられていくわけですね。この辺はおですか。

○中野政府委員 いまの点は田中先生のお話のとおりでございますが、昨日も申し上げたわけでございまして、土壌の汚染の度合いと作物の特定有害物質によります汚染の度合いとの相関関係というものを明確にしませんと、土壌として望ましい環境基準というものはできません。その点につきましては、農林省といたしまして試験研究機関を動員いたしまして調査をやっておるわけでございますが、カドミウムにつきましては緊急を要しますので、とりあえず、すでに厚生省のほうで、食品衛生法に基づきまして、カドミウムが一PPM以上含まれている米はつくっても販売してもいけないということになっております。それを基準にいたしまして、そしてきのうも申し上げましたお米が生産される土壌と、近くそれに達することとが明らかとなるというところを含めて今度の地域指定をしたいと考えておるわけでありまして、そういう地域指定と環境基準とがどういふ関係になるかというところは、先ほど最初に申し上げました環境基準のきめ方、これによりまして環境基準

といふ地域指定とがほぼ一致する場合もあるいはあるかも知れませんし、あるいはもう少し環境基準のほうに広がるともありません。その辺はまだ現段階においては確たる御答弁が申し上げられない段階でございます。

○田中(恒)委員 大体この環境基準というのはいままで幾つできておるのですか。

○遠藤説明員 お答えします。大気汚染につきましては一酸化炭素と硫黄でございます。それから水につきましては、ちよつといふ数字をど忘れいたしましたけれども、かなりな項目につきまして地域ごとによりましております。

○田中(恒)委員 どうもこの環境基準というのが実は一番大切だと思ひます。その辺がその他の公害関係の法律に基づいたものでも実はあまり明確な形で出てきにくいわけですね。技術的にいろいろむずかしい問題はあつたとしても、私にはそこがはつきりしないといふ今後の土壌汚染の問題に対する一つの目安といふものが明確に出てこないと思ひます。これをやはり早く急がなければいけないと思ひます。これは農林省ではどこでやるのですか。大体どのくらいかかる目安ですか。それもわかつていないのですか。

○中野政府委員 農林省といたしましては、農林水産技術会議を中心にして、農政局、農地局協力いたしましてつくりまします。なおこれは関係各省とも関連がございますので、そこも御相談をしなければなりません。また、現在、それは一年先にするとか二年先にするとか、そういうめどは立っておりません。

○田中(恒)委員 これは早く立ててもらわなければ困ります。これがやはりいろいろな規制をするにいたしまして事業をするにいたしまして一番目安になるわけでありまして、めくら飛行のようないPPM以上という問題そのものも技術的、科学的に推していった場合にどうなつていくか、私はやはり問題があると思ひますので、この環境基準の設定というものについて少し力を入れて、はつきりとした形でやらないとみんな安心

できないと思ひます。この点を特に強く主張しておきたいと思ひます。

それから、たとえばこの事業費の負担割合等をめぐつて、非常にこの土壌の汚染の強弱といひますか、一PPMをこした土壌とあるいは〇・九PPMといったような程度、いわゆるこの法律ではこえた場合とおそれのある場合、こういうふうな区別をせられておられますが、この区別をせられたことが、今後の対策事業を進める上にあつて、いろいろ、順序であるとか、費用負担であるとか、補助融資であるとか、こういう問題をめぐつて何か区別されるわけですか、特別にそういう区別はないということですか。

○中野政府委員 企業の費用負担の場合は、現にこれはカドミウムを例にとつて申し上げれば、一PPM以上のカドミウムを含む米は人の健康をそこなうおそれがあるといふことで、まさにそういうような汚染をさせた企業の責任になるわけでございます。また、そこまで達しないところにつきまして、その企業に負担がかかるということはないといふのがこれは原則だと思ひます。しかし、実際問題といたしまして、まだ、その辺をこれから法律が通りましたあと、具体的に詰めていかなければならぬ問題だと考えております。

○田中(恒)委員 それから、この調査測定の問題であります。この法律に基づきます調査というものは、何か常時監視をしていくといったような側面がなくなつていくんじゃないか、こういうふうな思ひ方があります。やはりこの汚染地帯においては、常時観察員的なものを配置をして、この土壌の動向あるいは水、空気、そういうふうなものをとつてやはり見守つていくという体制をどうしてもつくらなければいけないと思ひます。さらに進んで汚染源をなしております企業なり施設に対する立ち入り検査、こういうふうなものまで積極的にやらないと私は効果はないんじゃないかと思ひます。こういう点が非常にこの法律の中では不明確になつておるわけでありまして、これらについてはどういふふうに具体的に取扱い

われようとしておるのか、このところをもう少し内容的に御説明をしていただきたい。

○中野政府委員 まず調査の問題でございますが、農林省といたしましては、最近でも、昭和三十四年から現在まで地方保全基本調査というのをやっております。その結果によりまして、差し上げました資料のように、約三万七千ヘクタール程度は、汚染のおそれがあるといひます。自然の賦存量以上にこえておるといふことがわれわれわかつております。しかし、こういういろいろな問題が出てまいりましたので、来年度はもう一度一斉全国点検をやりたいと考えております。そういうことをやりましてあつたのは、大体汚染されているところのどの辺かということが、もういまでもわかつておりますし、それによりまして大体はつきります。そういたしますと、特に今度の対策事業との関連を考えまして汚染のおそれの多いところには特別の調査を精密にいたしたいと考えております。

精密に調査をいたしました結果、それによつて地域指定なり対策事業を立てられるわけでございまして、企業側の排出規制がゼロにならない限りは、ある程度汚染の進行ということが考えられます。そこで、そういう地帯につきましては、われわれとしましては動態調査をやる、いわば、いまおっしゃいました常時監視するということばで申し上げてもいいかもしれせんけれども、そういうことをやるということと考えておるわけでございます。

それから、立ち入り調査の問題につきましては、今回の、御説明いたしました法律によりまして、排出基準につきましては、大気汚染防止法なり水質汚濁防止法によりまして、知事が排出基準をきめる。それを守つておるかどうかがその他につきましては、その両方の法律で都道府県知事がやるということになつておりますので、今回の土壌汚染防止法には、工場、事業場等への立ち入りはきめておりません。ただ、今回この法律に書いてありますのは、農用地について、農家との関連での立

ち入り調査の点だけを今回のわれわれのほうの法律には規定したわけでございます。

○田中(恒)委員 農家のところだけ規定して、特に当面カドミウムを指定をするということになっておるわけでありますが、カドミウムの源泉企業なり施設なりに対して立ち入り検査をやるということのはつきりしてないですね。やれますか。

水の問題にしても、企業に対する、水質汚濁法に基づく立ち入り検査というのは、まあき

ずから。私は、どうも農家のほうには、まあき

のうも問題になっておったんですが、憲法に違反するのじゃないかという議論もあるようですが、無償で土壌なり作物を採取していく。それを拒否した場合には、罰金ですか、そういうものを科す。こういうきびしい立ち入り調査の規定があるけれども、一方たれ流しをしておるカドミウムの源泉体に対しては、何もそういう規定がないですね。関係法案でやれますか。このところですか、問題

は。○中野政府委員 ただいま御説明いたしましたように、たとえば水質汚濁防止法案によりますと、二十二条で、都道府県知事は、「排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる」という規定がございますが、これでやるわけでござい

ます。それとのつなぎでございしますが、先ほども申し上げましたが、土壌汚染のほうの法律で、第七條にございしますように、都道府県知事が土壌のことを考えた上で、よりきびしい基準をきめるといふことになっております。それで向こうの法律とのつなぎをつけてありますので、当然この規定で知事が工場、事業場等への立ち入り検査をやるわけでございします。

○田中(恒)委員 それははつきりやれないのじゃないですか。鉱山の場合どうですか。

○伊勢谷説明員 鉱山保安法におきましては、鉱務監督官が常時鉱山に立ち入りまして、その監督

を行なうことができるということになっております。

○田中(恒)委員 その場合、保安官がやれるか、知事は知事ではやれるのですか、やれないのですか。

○伊勢谷説明員 大気法及び水質法におきましては、立ち入り検査は保安法にゆだねることになっておりますので、この場合は監督官がその責任を負うことになっております。

○田中(恒)委員 それで、これは知事はやれないわけですよ、鉱山等については。そういう関連というものは、むしろこの法律の中で明確に知事がそういうものをやれるようにしたほうが、私はい

と思うのですよ。だから、そういう点が、どうも条項を見ましても、片っ方農民のほうには、きちっと書いておるのだけれども、片っ方のほうは、いま言われたようなもので処理をするということとで逃げられておるわけですね。これはやはり特に企業

のほうに責任主体でありますから、この企業のほうに明確に処置をしていくというところがより大切だ、こういうふうには私は思うわけであります。時間が参りましたので、あと一つ大臣にお尋ねをいたしておきますが、今度の公害国会の焦点は、何といつても無過失賠償責任の問題であります。この無過失賠償責任の問題については、時間がかつたに従って政府のほうでも後退をいたしておる感が深いわけでありまして、土壌汚染につきま

しては、特にこの無過失責任の問題が、私は一番重要な問題だと思つております。この法律でやはり一番抜けておるのは、責任所在がこの法律の体系の中に明確に打ち出されない。農林省は当初出したかったようでありまして、農林省は当初出した

たかったようでありまして、農林省は当初出した

たかったようでありまして、農林省は当初出した

たかったようでありまして、農林省は当初出した

たかったようでありまして、農林省は当初出した

たかったようでありまして、農林省は当初出した

の無過失賠償責任というよう重要な問題については、政府としてまず態度をきめる、そして個々の法律に挿入するならば、そういう現実の結果によつてそういうことをなすべきである、こういう一般論からそういう今度のような措置を講じた、

○田中(恒)委員 農林大臣として土壌汚染の責任の所在を明確にするという観点に立つて無過失責任の問題を明らかにしていくということは必要であると思ひになっておりますかどうか。この点は全国の関係農氏は非常に注目している点だと思

うのです。だから農林大臣としては、農林省原案第一次案に載つておったわけでありまして、農林大臣は必要があると思ひて出されたと思ひますが、さらに広い観点に立つて、基本的人権等の観点からいまいまそういう御解釈もせられたというように理解をしているのですが、農林大臣という立場からいへば、この責任事項というのは、何らかの形で明らかにしておく必要がある、こうお思ひになりますかどうか、最後にお尋ねしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 いま田中さんは、第一次原案とおっしゃいましたけれども、農林大臣の第一次原案というのを私は知らないものであります。第一次原案は、いま提出してある法律が第一次原案であります。

○田中(恒)委員 終わります。

○三ツ林委員長代理 二見伸明君。

○二見委員 ただいま田中委員が質問されておりました工場への立ち入り検査の問題から大臣にお尋ねしたいのですけれども、ただいま第一次原案は、ここに出されたものが第一次原案であつて、それ以外に農政局で審議したものは全然知らないという御答弁がございました。知らないのか知つてゐるのか私にはわかりませんけれども、農政局が検討している段階では、工場に対する報告の徴収及び検査、これが大臣の言う原案ではなくて私のほうの言う原案では入つてゐるわけですかそれが最終的には、大臣のおっしゃる原案ではこ

はすでに農家としてもそういう米は売れませんで、そういうところについては、当然直ちに対策計画を立てまして、事業をやらなければならない

わけてございます。ただ、いまのお話のような、汚染が進行しておるところにつきましては、その進行ぐあいの調査を一歩進めなければなりません。と同時に、そういうことがわかりますれば、

この条文にもございますように、関係行政機関あるいは都道府県知事に対して所要の措置をとってもらいたい、具体的に申し上げますれば、これ以上汚染がどんどん進行しないような排出計

画その他をとるようにしてもらいたい、こういうような要請をする必要があると考えております。

○二見委員　それから費用の問題でございますけれども、

れども、先ほど、原因者がわかっている場合には、原因者が費用を負担する、こう、大臣だったと思いますが、そういう御答弁でございましたけれども、その場合、原因者が無過失であった場合

には、これは先ほどですと、国あるいはその他の関係で費用を負担することになるわけですが、原因者がわかつていて、しかしその原因者それ自体が無過失であったという場合には――過失であつ

た場合は費用負担は当然としても、無過失であった場合は、国が負担するわけですか、費用は。

○岩本政府委員 費用負担法におきます費用負担の考え方は、そういう特定有害物質の排出に

よって被害が生じたという事実に着目して考えておるわけでございまして、過失の有無には関係ないと思います。

もう一つ、原因者がわかっていない場合には、これは先ほどの御答弁ですと、国が負担する。その場合、田中委員のほうから、これは農民こは絶

岩本政府委員　昨日来申し上げておるところで、その点でよろしいですね。

ただその費用負担のやり方の具体的問題でございしますが、そういう被害が起きた原因並びに農民側の事情を勘案をしまして、農民負担についてはできるだけ軽減をするように配慮をしていくということを申し上げておるわけでございます。その趣旨は、被害をもとに復旧する限度においては、国、地方公共団体になるべく費用を持つということに相なるかと思いますが、復旧の限度を越えて、客土等で経済効果が生ずるということも考えられますので、ケース・バイ・ケースに応じて処置を講じてまいりたいというふうに考えておりますが、姿勢としてしましては、おっしゃいますように、農民の負担については十分配慮してまいる所存でございます。

○倉石国務大臣　いま事務当局がお答えいたしましたように、加害者と申しますか、原因者のよくわからない場合、こういうような場合には一般の土地改良法を適用してやるのだ、こういうことを申し上げたわけです。そこで現状回復以上に客土等で経済効果があるようになった場合には、普通ならば当然それ相当な費用負担をすべきでありますけれども、土地改良法でありますから。しかし、いま公害問題でこういう工事をいたしましたような場合には、いままでもさらによけいにいろいろなことをやった場合には、本来ならばそれ相当の御負担を願うべきであるが、そういうこ

○二見委員　それでは原因者は明らかではあるけれども、たとえば鉱山なんかの場合で原因者は明らかであるけれども、鉱山それ自体がすでに閉山している、あるいは企業が倒産しているというような場合にはどうなるのですか。それはおそらく費用の負担はできない、その場合にはどうなりま

○岩本政府委員　休庵鉱山等で、原因者はわかっておりまして、すでに休庵して転業しておるとか、どこか行くえ不明になっておるといったような場合におきましては、費用を負担すべき企業が存在しませんので、その負担をさせることができません。したがって、一般的に費用負担法の対象となる事業者がいないと判断せざるを得ないわけですが、この場合におきましては、原因者がわからない場合と同様に処置せざるを得ないと思います。したがって、これは自然の降雨

によつて休廃鉱山から汚水、毒水が流れてくるといったような場合の土地改良事業のやり方に準じまして事業を実施することになります。現在鉱毒対策事業という名目で、自然的に鉱毒が流れてくる場合の対策事業を実施しておりますが、そのやり方によつてやつていくことにならうかと思ひます。

○二見委員　ちよつとはつきりしないのですが、要するに、その場合は費用は国が持つのかあるいは都道府県が持つのか、一部は農家が負担するのかが、その点だけはつきりと答弁してくれないでしょうか。

○岩本政府委員　ただいま御説明申し上げました鉅毒対策事業の場合におきましては、県と地方公共団体で経費を負担しております、実質的に農民に負担をかけておりません。

○二見委員　もう一度原因者の問題に戻りますけれども、公害の問題はいつも原因者といいますが、加害者が大きな問題になるわけですね。その場合

やすいというふうにおれわれは考えております。

○二見委員　これは福島県のいわきですが、いわきにも東邦亜鉛があるのです。あのまわりで土壌汚染とカドミウム米の問題が出ている。ところがあそここのいわきの東邦亜鉛の工場では、うちが原因者じゃないとがんばっているのです。うちは原因者ではない。ところがカドミウムを出しているのはそこ以外ちょっと考えられない。うちではないとあくまでもがんばっているわけです。そうい

う場合も個々のケースとして出てくるわけですね。企業としては費用は払いたくないのはわかっていますから、うちのほうの責任ではない、うちのほうが原因者だというならそれなりの証拠を出してこい、こういうケースもかなり出てくるわけです。その場合は農林省としてはどういうふうな考え方で対処するわけですか。

○中野政府委員　まだちょっと私のほうで、具体的にいわきの場合に県を通じたりあるいは直接農林省からその工場というものを話し合いをしたことはございませんので、何とも申し上げられませんが、一般論として申し上げますれば、そこ工場の

事業場がありまして、カドミウムを含むような排水をしているとか、あるいは煙突から煙を出しているとか、ほかに何ら原因がなければ、われわれとしましてはまずその汚染された土壌はそれが原因であろうかというふうにかえるわけでございます。具体的にはそういう観点から話し合いをしなければならぬと思います。

○中野政府委員　費用負担法案の第五条によりま
すと、「公害防止事業につき各事業者に負担させ
る負担金の額は、各事業者について、公害防止事
業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因と
なる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出さ
れる公害の原因となる物質の量及び質その他の事
項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防
止事業に係る公害についてその原因となると認め
られる程度に応じて、負担総額を配分した額とす

る。」というふうには法律に規定されており、具体的にはこれを運用していくことになるかと
思います。

○二見委員　たとえば $A \cdot B \cdot C$ と三つがある。負担総額が全体でたとえば一億なら一億としますね。その場合 $A \cdot B \cdot C$ でもってお互いにそれぞれ言い分はあるわけです。おれのほうはそんなに

出していいない、おれのほうの割合は一だ、おまえのほうは三だろう、おまえのほうは二だろう、施設の数だけできめられないどころかと、いろいろな排水量によってきまえるだろうとか、いろいろなめんどうな関係が出てきますね、この場合は。その場合

合は農林省はどういうふうに処置をしていただけますか。

○中野政府委員　ただいまの費用負担法によります原則がございますので、それは施行者が決定をするということになるかと思ひます。

○二見委員　法務省にお尋ねしますけれども、公害罪の第二条、第三条では、たとえば第二条では

これ以上ふえたらあぶないぞというぎりぎりのところへきておそのの基準をきめるのか。どちらでおきめになるのか。

○中野政府委員 具体的に申し上げますと、米につきまして、先般厚生省のほうで食品衛生法の七条に基づきまして、食品の成分の規格といたしまして、カドミウム—PPM以上含む米は食品衛生法上いけない、いけないといいますが、「人の健康をそこなうおそれがある」ということにしたわけでございますが、現在は米だけでございます。

あと厚生省の食品衛生法でいろいろきまつてきますれば、その基準をもって、われわれは「おそれがある」というふうにやりたいと考えております。

○二見委員 あくまでこれは厚生省のサイドの、

そういう点を詰めて調査研究をした上で、必要があるならまたその段階で考えるということをお願い上げたわけなんです。

○山口(鶴)委員 後段のほうにウエートを置いてそこだけお答えになればいいわけで、今後、有機物質についても分解したいものも、また当然この政令指定の範囲に入れるべき問題として十分検討する、入れる場合もあるんだというふうに了解してよろしいわけですね。

○中野政府委員 調査、検討の上、必要があればそういうことを考えるということでございます。○山口(鶴)委員 有機物質を除くということは科学的でありまして、今後有機物質については十分検討して、政令で指定していくようにすべきだということをお願いしておきたいと思っております。時間がありませんから、先に進みましょう。

それから次に、対策地域の問題であります。厚生省のほうでカドミウムを一PPM以上含む米は食品衛生法上の有害物質ということになりますので、したがって、一PPM以上の米が出ます地域は問題なく対象地域ということになると思えます。そこで問題になりますのは、冒頭私感申し上げたように、要観察地域からとれる米で、一PPM未満のものですね。これについては食糧庁としては配給凍結をした、また農家の保有米についても交換するという措置をおとりになったということを考えますならば、一PPMというものを線と引くということは、実情に合わないんじゃないか、少なくとも○四PPM以上の米が発見された地域というならば要観察地域を指定区に入れないければ実情に合わない、私はかように思います。この点はどうでしょう。

○中野政府委員 先生も御承知のように、○四といひますのは、厚生省が要観察地域を定める前提といひますか、スタートの基準でございます。それによりまして具体的に要観察地域がきまってくるわけでございます。この法律にもございいますように、現に米に一PPM以上のカドミウムを含むような土壌及びそれらのおそれが著しいと認め

められるものとして、政令で要件を定めるところでございますから、現に出ておるところと、それから近くそれに達することが明らかだと認められるところ、両方含めて指定をしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、要観察地域は、ずばりとは言えぬでも、現実問題としてほぼ指定地域に重なるというふうに理解してよろしいわけですね。

○中野政府委員 ただいまの要観察地域は、いろいろ場所によって引かれ方が若干違うようなこともあるようでございまして、われわれといひます断言できませんけれども、大体それになるかあるいはそれに近いところになるか、そういうふうに考えております。

○山口(鶴)委員 そこで問題になりますのは、排水の場合は、米を基準にして、米の中に含まれるカドミウム量を線を引き、米の中に入りますのは合理性があると思うのです。ところが、問題になりました群馬の安中、それから富山の黒部、それから福島県の磐梯町、東邦亜鉛それから日鉱、日曹金属、いずれも乾式製錬をやっているわけでありまして、排煙によるカドミウム汚染が問題になるわけですね。そうしますと、排煙による汚染でありますから、これはたんぼとは限らぬわけでありまして、畑地にも土壌汚染が進行することは当然でしょう。そうした場合に、畑地に陸稲がつくられておれば、その米の中のカドミウム量でもって議論ができましようけれども、畑地で陸稲でないという場合、米以外の農作物についてもさしかなければそこは除外される、こういうふうになる。

これは、私は考えてみて全く非科学的だと思う。土壌の汚染されている状況というのは同じだ、ところが水田であるか畑であるかによって差別があるということ、これはおかしいんじゃないか。この点はどうか考えますか。

○中野政府委員 お話のようなふうだと私も思いますけれども、具体的にそれじやたとえば畑作物

のどういふものについて、これはどの程度になりましたか。人々の健康をそこなうおそれがあるといえるかどうかという判断が、農林省としてはできないわけでございます。これは午前中にも申しましたが、厚生省の食品衛生法に基づきます食品の成分規格で定めていたかなければ判断ができません。したがって、当面は米と、いまおっしゃいました陸稲ということを対象にしてやらざるを得ないと思っております。

○山口(鶴)委員 厚生省来ていますね。人の健康に害があるかどうかというのは、米に限らぬわけですね。空気から体内に入ります。ばいじん中のカドミウムも人の健康を害する、野菜から体内に摂取されるものについても健康を害する、牛乳もそうでしょう。特に食糧法上米と麦は同格に扱っておるわけですね、麦すらきめてないということ、私は、私は厚生省のほうの大きな怠慢ではないか、かように思います。その点はどうかですか、今後どの程度のテンポでこれをきめるのですか。

○山本説明員 お答えいたします。いままでのカドミウムの事件につきまして、出ましたものは米からでございますが、お尋ねのとおり麦につきましても、地域によりましては大気の汚染からくるカドミウムの汚染というは考えられるわけでございます。現在まだ米のように麦につきましても基準が作成されておりませんが、鋭意調査研究を進めているという段階でございます。その結果が得られ次第、麦のように非常に食糧としてたくさん食べるものにつきましても基準はつくっていったほうがよろしいように私は思っております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、いつまでに表はきめるつもりですか。これはゆくり研究しておるなんというところで困るわけですね、この法律が通過いたしまして施行になるのは六カ月をこえない範囲というところで、その範囲できまりますか。あるいはさらに、私が連合審査で山中公害担当大臣に承りましたように、少なくとも次の通常国会で議論をしております段階にはそういう

ものはきめますか。

○山本説明員 ただいまのお尋ねの件でございますが、食品衛生課なり、環境衛生局で現在の段階で鋭意研究はしておりますけれども、この法の施行の時期までにその研究成果による基準が間に合うかどうかにつきましては、少しむずかしい点があるのではないだろうか、かように存じております。

○山口(鶴)委員 大臣にお尋ねしたいと思うのですが、いま言いましたように、排水から土壌が汚染されるだけなら問題はない。ところが、現にいま全国でカドミウム土壌汚染が問題になっている地域、大部分は、排煙によるカドミウム汚染、それから排水による汚染、両方が併合しているわけですね。そうして、この法律を適用し仕事をやっていきます場合に、水田は指定地域に入らな、たまたまそのまんな中に丘があつて、そこは畑地であつて陸稲もつくつていなかったというところは除外になる、こういうことは理屈としてはやはりおかしい、また地域住民からいへば、これは当然納得することはできぬと私は思うのです。そういう点について指定地域を指定する場合、当然そういう住民感情、それから厚生省がなまけておつてまだ麦等の基準がきまつていないという状況を考えまして、実情に即する措置をとることが必要ではないか、私はかように思います。もちろん公害関係閣僚の一人として、厚生省に対して、麦その他の農作物の基準をきめるように強く要請することも強くお願いをしたいと思ひますが、それと同時に、地域指定にあつて、いま申し上げた状況を十分考慮して指定する用意があるかどうか、この点お答えをいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 麦類や野菜など米以外の農作物につきましても、国民の健康を保護するという観点に立ちまして、食品衛生法に基づく人の健康をそこなうおそれのある食品の成分、規格が設定されました場合には、もちろん積極的に必要な措置を講ずるのとはあたりまえのことだと思ひますが、やはり技術的なことでございますので、それぞれ

められるものとして、政令で要件を定めるところといひますから、現に出ておるところと、それから近くそれに達することが明らかだと認められるところ、両方含めて指定をしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、要観察地域は、ずばりとは言えぬでも、現実問題としてほぼ指定地域に重なるというふうに理解してよろしいわけですね。

○中野政府委員 お話のようなふうだと私も思いますけれども、具体的にそれじやたとえば畑作物

のどういふものについて、これはどの程度になりましたか。人々の健康をそこなうおそれがあるといえるかどうかという判断が、農林省としてはできないわけでございます。これは午前中にも申しましたが、厚生省の食品衛生法に基づきます食品の成分規格で定めていたかなければ判断ができません。したがって、当面は米と、いまおっしゃいました陸稲ということを対象にしてやらざるを得ないと思っております。

専門的に、厚生省においても慎重に検討してくれ
ることだと思ひます。それができますれば、私
ものほうでは積極的措置をいたしてまいりたい
と思つております。

○山口(鶴)委員 倉石農林大臣は地元が長野です
から、信越線にお乗りになることが多いと思つ
てゐると思ひます。一番土壌汚染のひどいところ
はどこだと思ひますか。あの東邦重鋳——傾斜地
でございすが、その傾斜地の一番高いところに
煙突がある。あの煙突から出る排煙中の灰トウム
に汚染されてゐるのは、この丘陵地帯が汚染の一
番はなだしいところなんですよ。ですから、あ
の地域を対策地域に指定するという場合、米をつ
くつておらぬ下のほうの汚染のあまりないところ
のないうところだけ指定をして上のほうが除外さ
れるということになれば、これは実情に全くそぐ
わぬ、こういうことは明らかだと思ひます。で
すから私は、厚生省のほうに強く要請して、麦等
の基準をきめさせる努力をしてもらうことはけ
つこうですけれども、しかし、それがきまつてから
でなければどうにもならぬというのではなくて、
少なくとも、汚染の程度がはなだしい——米は
つくつておらぬでも、土壌等を調べれば汚染の程
度はわかるわけでありまして、そうした場合、
おそれのある地域、関連のある地域という形で指
定をするというところは、この法律からいってで
きないことではないと思ひます。そういう意味
での配慮はどうかと聞いておるのです。

○倉石國務大臣 よく両省の事務当局打ち合わせ
まして、できるだけのことしななければならぬと
思つております。

○山口(鶴)委員 とにかく水田と畑地とでそうい
う差別をされるおそれがあるんですね。そういう
ことは地域住民感情からいって許されぬので、そ
ういう実情を十分考慮してやっていたくことを
強く要請しておきたいと思ひます。

それから、特別地区を指定されるわけでありま
すが、結局事業者負担法がかかつて事業者の負担

がきまり、そして排土事業、客土事業をするとい
うのはこの特別地区ということになるわけですね

○中野政府委員 カドミウムの問題につきまして
は、現に厚生省のほうで一PPM以上米にカドミ
ウムを含んでいる場合はいけない、こういってお
りますから、そこがまさに事業者として、原因者
がおれば負担するところになるわけでありまして

○山口(鶴)委員 そうしますと、全国各地の状況
を私は申し上げたいと思ひますが、群馬県の安
中の場合は一PPM以上の米が発見されたいわゆ
る汚染田が十一・二ヘクタール、ところが要観察
地域ということになればこれが百五十ヘクタール
です。それから富山県の場合ですが、富山の黒部
の場合は一PPM以上が七十二ヘクタール、要観
察地域ということになれば、これが十倍にふくら
んで七百八十四ヘクタール、それから長崎県の対
馬の場合は、一PPM以上ということになれば八
ヘクタール、要観察地域ということになれば五九
ヘクタール、それから大分県の奥平川、これも要
観察地域になっておりますが、一PPM以上とい
うことになれば五ヘクタール、要観察地域とい
うことになれば百二十三ヘクタール、こういうこ
とになれば百二十三ヘクタール、こういうこと
になる。そうしますと、この事業者の負担法がか
かり、そして現実に排土、客土等やって土壌対策
をやるのがこの全体の要観察地域の割にしか満
たない地域に限定をされるということでは、私は
当該地域の農民は、警備町の場合もそうだと思う
のですが、現実にそういうことでは納得をせぬと
思ひます。ひとつ具体的にお答えをいただきたい
と思ひます。どうでしょうか。

○中野政府委員 ただいまお話のありましたのは
食糧庁のほうで一PPM以上カドミウムが入つて
いる米は買わないというために線引きをしたところ
だと思ひます。これは各県が行政的に調べて
おるものでございまして、必ずしも各各場を
全部調べたわけでもないの、かなりの推定も入
つてゐるかもしれません。われわれのほうとい
しますれば、この法律が施行になりますれば、も
う一度さうと統一した調査方法によりまして調

査したいと考えておりますので、具体的にいま線
引きしてあるところだけしかやらないということ
ではございせん、そういう統一した方法によ
りましてのやり方で、一PPM以上米にカドミウム
が入つてゐるような場所の線引きといひましよう
か、認定をあらためてしなければならぬと考へて
おるわけでありまして

○山口(鶴)委員 午前中の議論の中で、この客土、
排土の事業をやる場合は、これは当然土地改良法
に基づいてやるのだ、土地改良法の八十五条の規
定が当然生かされるのだ、こういうお答えだつた
のです。この一PPM以上ということになると
奥平川の場合は五ヘクタール、関係農家は五戸で
すよ。土地改良法の八十五条からいけば十五戸以
上の農家がこの要請をした場合に土地改良法を設
定し、三分の二以上の農民の同意ということでは
事が進んでいくわけですね。そうしますと、一PPM
というやうな厳格な基準でやつた場合には、奥平
川の場合、土地改良法八十五条から生じてこぬ、こ
ういうことに具体的にはなるのです。こういう
ことについてはどうでしょうか。

○岩本政府委員 先ほど農政局長から答弁がござ
いましたように、いま先生の御指摘になつた被害
の実態は、ほかの目的と申しますか、食糧庁の米
の買上げの関連で都道府県が行政的に調査した
ものでございまして、はたしてどの程度現実に
被害が出てきておるかというところは、農政局長の
手元でもう少し調査をしていただかないとはつき
りいたしませんので、その結果を見ますととも
に、この対策計画のきまり方を見たと申します。
して取り上げてまいりたいと考へております。し
たがいまして、今後の対策計画のきまり方を見た
上で土地改良法を發動してまいらるつもりでござ
います。

○山口(鶴)委員 そうしますと、食糧庁がきめた
この範囲よりは見通しとしては広くなるというこ
とは確実なんですか、どうですか。

○中野政府委員 それは広くなるか狭くなるか、
これから調査をいたしますからわかりません。

○山口(鶴)委員 そうしますと、奥平川のような
場合五戸しかない。広くなるか狭くなるかもわか
らぬ。そうしますと、十五戸未満であるという場
合が非常にあるのですけれども、そうした場合土
地改良法では一体どうなるのですか。

○岩本政府委員 かりにいまの例にあげられまし
た奥平川の五戸、五ヘクタールというものが事実
であるとして、土地改良法の要件に合致しま
せんので、土地改良法に基づく土地改良事業、つ
まり公共事業として取り上げることはできないと
思ひます。したがひまして、これは別個な事業、
たとえば低利の融資によりまして、この非公共の
事業として別の面を考へていかなければならぬ
筋合いのものだろうと存じます。

○山口(鶴)委員 過般、連合審査で私は足尾の、
経企庁が進めております対策事業、現実には農林
省がおやりになることだと思ひますが、この例を
取り上げてまして、その場合農民負担はゼロにな
ることを保証するかとお尋ねいたしまして、関係大
臣、大蔵大臣も含めまして、そのようにいたしま
すという答弁があつたわけですが、カドミウムの
場合も、汚染地域客土、排土の事業をやる場合、
二分の一ないし四分の三を事業者が負担をして、
残りは国なり自治体が負担をして、農民負担はゼ
ロ、当然そういうことだろうと思ひますが、それ
でよろしいですね。

それから、いま私が申し上げたやうな奥平川の
場合、五戸しかなくて土地改良法で事業はできぬ
という場合においても、原因者が明らかであり、
そうして事業者負担というものが当然かかつてく
るという中で、農民負担はゼロになる、こういう
ふうにご了解してよろしいわけですか。

○岩本政府委員 前段の御質問は、たびたびいま
まで質疑応答にございまして、原因者が
はつきりしております場合には、まず費用負担法
によりまして原因者負担でございまして、その場
合、筋として全額が原則でございまして、その場
合、特にカドミウム等は長期にわたつて蓄積をしたも
のであることが大部分でございまして、原則と

第一類第八号 農林水産委員会議録第四号 昭和四十五年十二月九日

三

して二分の一ないし四分の三という率を企業者に負担せしめて、残額は現状を回復するという限度におきまして、地方公共団体ができるだけ持つて、農民には迷惑をかけぬようにしたいという考え方であります。

ただ、後段が、質問の趣旨がちょっとよくわかりませんので、もう一度おそれ入ります。

○山口(鶴)委員 前のほうは詳しくお答えにならぬでもいいわけで、後段のことが問題なんです。後段の場合、五戸しかないということになれば、土地改良法の事業というわけにはまいらぬ、他の事業でやらなければならぬ、こう申しましたね。その場合、原因者ははっきりしておる。後段の場合、原因者が大体明確ですから、改良事業でない、他の事業でやる、こうした場合に農民の負担がゼロになるのか、こういうことです。

○中野政府委員 たいだいまのような想定の場合、まだ具体的にそういう地区がありうるということが私たちが明確になっておりませんので、農地局長が公共事業としていままでずっと御答弁で申し上げてまいりました、たまたま公共事業の限界を割ったような場合どうするかということにつきましては、われわれとして今後それを詰めて研究させていたかどうかということになるかと思ひます。

○山口(鶴)委員 しかし現に食糧庁でこういう数字も出しておるわけですからね。十五戸未満の個所ができるということは十分想定されるのですから、そのことについてもやはり考え方を固めておく必要がある、こう考えて私はお尋ねしたわけですね。時間の関係がありますから、こういうものが他のものと違つて農民負担があるということでは住民感情としては許さぬと思ひます。このことは、私の気持ちにはわかると思ひますから、十分ひとつ考えておいていただきたいと思ひます。

それから特別地区については作付転換の勧告ができることになっておるのですが、この場合の補償は一体どうなるのですか。

○中野政府委員 この補償は、当然これは原因者が

がおりますれば、その農家とそれから原因者との話し合いで民事的に解決することになるわけですね。

○山口(鶴)委員 ずばり事業者負担がかかるというわけではなくて、住民と企業者との間の民事上の訴訟であるかあるいは話し合いでやるか、あるいは紛争処理でやるか、いろいろあるうかと思ひますけれども、そういうことにかまされるということですね。

○中野政府委員 これはしかし事業者の費用負担の問題とは別でございまして、当然いま私が申し上げたとおりになります。

○山口(鶴)委員 しかしこの場合は当然国が行政指導として企業に持たせる。たとえば全国でカドミウムの汚染米が発見されました。一PPM以上のものについては、これは企業がそれぞれ負担をいたしておられます。これもやはりそういう趣旨の行政指導が――鉱山課長もおるようですが、特に鉱業法の場合は無過失責任なんです。通産省等指導いたしまして、そして汚染米については補償するということになったと思うのですが、やはりその点はきちつとやってもらなければ困ると思うのです。ですから、これは当然鉱業法上で監督しておる通産省もそうですが、あわせて農林省も弱い農民の立場に立つてきちつと行政指導をする。本来ならば、私はそういうものも企業者負担にかぶせなければいかぬ、こう思ひますが、法律上は残念ながらそうなっている。修正等の話は理事さんのほうでやられますから、私はその点は触れませんが、少なくともこの点の行政指導はやはり厳格にやっていたいただきたいと思ひます。農林省、通産省のほうの御答弁をいただきますよう。

○中野政府委員 それは御趣旨のとおりでありまして、われわれといたしまして、関係都道府県知事にいろいろな指導をいたしたいと考えております。

○伊勢谷説明員 農林省のほうとよく御相談申し上げまして、善処したいと思つております。

○山口(鶴)委員 これはこの法律もさるの一つだと思ひますが、本来は法律できちつとすべきもの

境基準というものを書くのであって、排出基準の上限、下限はきめるわけではない、こう答えていますが、いまの御答弁も上限についてはきめるわけじゃない、こういうことだったと思えますから、この点は橋本政務次官の答弁のように経済企画庁の事務当局も理解しておる、こう理解してよろしいわけですね。

○中野政務委員 橋本政務次官は、大気汚染のほうについて申し上げたのかと思いますが、水質のほうにつきましても上限を画す考え方はございませ

ん。
○山口(鶴)委員 そうしますと、上限がないのですから、青天井まで規制ができるということになるんだらうと思えます。だから排出基準は〇・一PPMではなくて、〇・〇〇〇と零を幾つもつけてほとんどゼロに近いものをきめても、ただいまの御答弁でいえば差しつかえないということですから、たいへんけっこうだと思つて了解をいたします。

さて、そこで午前中から議論のございました立ち入り検査ですが、都道府県知事が上のせをする。そうすると、当然これに対して立ち入り検査をしなければなりません。ところが水質汚濁防止法あるいは大気汚濁防止法でも、鉱山保安法適用の事業については適用除外だということになります。しかし現実にはこのカドミウム汚染は、これはカドミウムのメッキ工場もありますが、いま現実に全国で問題になっている多くのケースは、鉱山保安法適用の企業が多いです。製錬所であっても、独立製錬所があつて鉱山保安法適用外のものもございいますから、そういうものは問題ないということになるでしょうけれども、安中にある富山の黒部に係る鉱山保安法適用の企業ですね。そうした場合、都道府県知事が上のせをやつた、上のせをやつたが立ち入り検査権はないということでは、私はこの法律第七条の実効は期したいと思つてます。この点どうなんですか。少なくとも土壌汚染防止のためまえから上のせをしたという場合については、鉱山保安法適用の企業であっても

当然知事の立ち入り権ありということにしなければ、私は問題は片づかぬと思うのです。この点いかがですか。

○西川政務委員 水質汚濁防止法におきまして適用除外をいたしておりますのは、届け出、計画変更命令並びに改善命令の項だけでございまして、立ち入り検査の件は適用除外をいたしてございせん。ですから鉱山につきましても都道府県知事の立ち入り権限はございせん。

○山口(鶴)委員 通産省の鉱山課長、それでよろしいですね。
○伊勢谷政務委員 いまの御答弁のように今度新しく改正されます水質法によりますれば、都道府県知事は監督のために鉱山の中に立ち入ることができるといふふうになっております。この点はダブルチェックになるわけでございます。大気の場合はそういうふうにはなつていません。監督官だけが立ち入り検査ができる、こういうふうになっております。

○山口(鶴)委員 厚生省公害課長がおられるわけですが、大気の場合は、特に問題になつてはいるカドミウムの汚染地区、何回も繰り返しますが、安中の場合、それから黒部の場合、それから警備町の場合、いずれもこれは乾式製錬と湿式製錬併用です。乾式製錬のために、排煙から出るカドミウム汚染ということが問題になつておるわけでございます。知事の立ち入り権限がそこにはないといふことでは、これは問題ではありませんか。厚生省も、経済企画庁と同じように割り切つて、それは知事も、それから鉱山保安監督部も、両方ダブルチェックできるのだということになるのが当然だと思つてますが、どうなんですか。
○山本政務委員 鉱山におきまして監督規制につきましては従来と変わらない除外をしてるわけでございますが、知事に上のせの権限を与えながらその点が問題であるといふことの御指摘でございます

けれども、私も、知事と関係の行政機関との間の相互連絡は十分とれるようにしていくという形でございまして、鉱山につきましては、鉱山保安監督部に置く監督官がその取り締まりをできるという体制になつておりますといふことで、このように、従来どおりにしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 これは鉱山課長どうなんですか。おたくのほうのなわ張りばかり争わないで、当然厚生省のほうでは大気汚濁防止法を将来直してもらわなければならぬと思つてますが、鉱山保安監督部のほうも、いやこれは私どもの権限だけで、一切いかぬ、果のほうはだめだといふことでなしに、これは都道府県知事の立ち入り権限も認めるという方向で、当然、鉱山を監督しておる鉱山保安監督部が、そういう指導を当該鉱山にするといふことは可能だと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

それから厚生省、大気汚濁防止法と水質汚濁防止法との間に違いがあるのですから、将来それを水質汚濁防止法と同じようにそろえる、こういう気持ちがあるかどうか、このこともひとつ聞いておきたいと思つてます。
○伊勢谷政務委員 お答え申し上げます。まず水質汚濁防止法は、カドミウムが含まれております水を排出するのは鉱山ばかりではございませんで、一般の工場にもその例が見られるわけでございます。したがつて、そういうところから、鉱山においても都道府県知事の立ち入り検査があるといふことがつこうになるわけでございます。ただ大気の場合は、すすその他の粉じんを出します設備によつて押えるといふことになつておりました。カドミウムが排出されますのは、これは主として鉱山の製錬所のような、ある特定のものに限られております。少し極言いたしますと、排煙中にカドミウムが大量に含まれて出てくるという可能性のあるのは製錬所であるとすら言つて差しつかえないといふことでございます。したがつて、他の工場にはその例は少ないといふことで、そういう意味合いからも大気法におきましては監督官が立ち入り検査権を持つといふふうにきめられた、こういうことでございます。

○山本政務委員 厚生省のほうの考え方といたしましては、水質汚濁防止法と大気汚濁防止法が同じような方式の肩並びをしたほうがよろしいといふ考え方もございまして、そういう意味では将来水質汚濁防止法と同じような形にしたほうがよろしい、こう考えられますが、要するにその監督につきましても実効のあがります点に問題がございまして、実効があがるということでございます。すなわち、いまの形でもよろしいのではないかと。したがつて、将来の状況を見まして、私どものほうとしては、必要があれば知事のほうの直接の指導監督権限という形に直すことも必要ではないか、状況を見て判断して直すといふことを考えてみたい、かように存じます。

○山口(鶴)委員 大臣、結局、土壌汚染防止という観点で、水質汚濁防止法については知事の上のせができるわけですが、知事の立ち入り権限がある。ところが、排煙のほうは、これは大気汚濁防止法の規定のしかたで、知事のほうには立ち入り権限がない、こういう状況なんです。厚生省は将来改めたい、こう言いましたけれども、農地の汚染防止の関係で、農林大臣としては当然両方の法律の違いがあるわけですから、この食い違いをなくす、そしてあくまでも知事の立ち入り権限を認めて農地の汚染防止にとめる、こういう態勢をつくるのが私は当然だと思つてます。大臣の御所見を承つておきたいと思つてます。

○倉石国務大臣 午前中もこのことをだいたひ質疑応答ありまして、こちらからもお答えしておりますが、よく見まして、関係省で相談をして、遺憾のないようにすべきではないかと思つております。○山口(鶴)委員 時間が参りましたから、最後に一つだけお尋ねしたいと思つてます。鉱山課長にお尋ねしたいのです。安中の現地の住民諸君と一緒に通産省に参りました。安中の東邦亜鉛は、鉱山保安法八条、九条違反の行政不服審査で敗れまして、一万七千トンに一応施設撤

充を通産省は許可いたしました。これを取り消しました。現在一万一千トンで操業いたしてあります。十二月末までに公害防止施設ができるという事になっていますが、しかし、この土壤汚染防止法、この法律ができ、これに伴う土壤汚染防止計画というものが確立をする、その過程では当然、農地法に基づく住民の同意も必要でしょうし、それからさらに関係市町村長と協議をするわけですから、当然市町村長の同意も必要だ。しかも事業者の負担も明確になる。そういう中で仕事に着手するといいますが、計画が一応完成すると申しますか、そういうときはこの一万七千トンの施設操業については許可をしない、こういうことを公害保安局長が明確におっしゃったわけでありすが、いまこの法律の審議の過程でありますから、その点を国会におきましても明確にひとつ御確認をいただけるか、この点を承りまして、質問を終わっておきたいと思ひます。

○伊勢谷説明員 ただいまの先生の御質問でございますが、私も同席しておりましたので、そのときの様子をよく知っております。あらためてここで当時どういふことがきまつかという事を申し上げてみますと、公共事業として土壌の改良が行なわれることになろうけれども、それによって県が方針を打ち出して、会社が——会社と申しますのはこれは東邦重鋳でございますが、これに積極的に協力する姿勢を明確に打ち出し、これを県、市が了承した段階で認可を考へていきたい、こういうことでございます。ただいま御審議をいただいております土壌汚染防止法ができました場合には、この線ののとりまして土壌改良が進んでいくわけでございますが、私もいたしましては、県が指定地域というものにつきまして計画を立て、農林省のほうに提出するというような段階がこの段階であらうというふうに考へております。

○草野委員長 合沢栄君。

○合沢委員 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案について質問をいたしますが、農用地の鉱

山の塵石等によるところの農作物の被害の歴史はいまさらではないのでございまして、先ほどもお話をございましたが、足尾銅山の鉱毒事件にその例を見ることが多く、すでに百年にも及んでいまだ解決を見ていないという例が全国に非常に多いわけでございます。特に近年は経済成長とあるいはまた人口の都市の集中に伴って農用地の汚染の地区は非常に広がってまいっておりまして、汚染農地は十八万八千ヘクタール、被害地区も千五百地区、関係農家は三十四万というように及んでいて聞いているわけでございます。しかも、最近ではその被害がカドミウムの汚染米のように直接人間の健康あるいは生命にまでも及んでおるといふことで、まことに憂うべき現象ではないかと思ひわけでございます。

私の地区にも、先ほどお話がございましたが、奥岳川流域のカドミウムの汚染地区がございまして、要観察地帯としての指定を受けておるわけでございます。私も現地の調査をしておりすが、被害地区の農家の受けておるところの損害は、物質的にも精神的にもまことに知り知れないものがあるわけでございます。昭和四十三年にこのカドミウムが問題になったときに、現地の高校の女子生徒が作文をつくっておりすが、私は非常に感激を受けたわけでございますが、その作文を摘記、読んでみますが、「この私の体もカドミウムに侵されていくかも知れないのです。私の住む村の中央を流れる清らかな川は、子供の頃に夏の泳ぎに、そして灌漑用水としてまさに平和な農村の生活の源であったのです。ところが鉱山が開発されてからしだいに川の様子は変わり、悪臭と混濁の水が流れ、魚一匹住まない「死の川」に変わってしまったのです。村役場では水質検査や被害調査などこの対策にとりくんでいました。ところがその結果を私達が知る前に、突如として「奥岳川にはイタイイタイ病の原因であるカドミウムが多量に含有されている」と新聞やテレビで報道されてしまったのです。住民の驚きと憤りは一時に爆発し「村は一体俺達の命を守る考へは持たな

いのか」と悲痛な叫びが起つてきました。村人達は朝から仕事も手につかず、大人も子供もこのみえない悪魔の恐怖に騒然となったのです。現在日本は公害列島といわれるように、全国各地に公害の波が押し寄せ、全くその種の恐怖にさらされていないのは、四十六都道府県のうちわずか十二府県だけです。今、身近に私達の村にある神通川と同じ悲劇が繰り返されようとしているのです。不安と恐怖が迫ってきます。私は一体どうしたら良いのでしょうか」といふような文章がございすが、さらにまた続けてこういふことが書いてございすが、「憲法第二十五条の、健康で文化的な生活とは単なる飾り文句なのではないか」といふようなこと、さらに、「現在世界第三位」といふ経済の高度成長は確かに世界に誇れることかも知れませんが、しかし生きていく人柱で築かれた高度成長は、その美名とはうらはらに世界の笑いものではないかと感ずる。」「生命の尊重が人権の根源であり、人権の尊重こそ平和な生活の基礎です。今こそ公害の正体を明らかにして十分に認識して、この人柱思想をこの日本全土から払いのけるようではありませんか。全文ではございせんが、こういった文章を読みまして私非常に感激したわけでございます。

このようなことで、地域の農家の方は非常に不安におののいておるわけでございます。特にこの地区の人は許容量以下の汚染米でも長い年月におたつて食べてきているといふことでございまして、将来神通川流域に見たようなイタイイタイ病の発生はしやしないか、また、米作で生活している農家は過剰米の今日米の質が非常に問題になるわけでございます。この辺からも非常に心配していらるわけでございます。また、汚染米地区農家の結婚といふことさえも心配になりまして、このことは非常に社会問題となつておると思ひわけでございます。憲法の二十九条ですか、財産権の侵害といふことは、これは憲法で保障されているわけにございすが、最近ではその上人間の生命の危険にまで及んできているといふことでございまして。

私は今回提案された法案は当然これらの公害の防止の措置と同時に被害農家の救済措置というものが立法化されるものといふことで期待しておるわけでございます。また関係住民もそのような措置を期待しておつたわけでございます。しかし、提案された法案を見ておりますとその救済措置がないわけでございます。まあ救済措置は民法によつてやればいではないかといふことのようにございすが、御存じのようにきわめて零細な農家にはその筆証能力は技術的にもまた経済的にも非常に困難でございます。また、かりに裁判になりまして、非常に長年月を要しているといふようなことであるわけでございます。また、原因者が中小企業の場合とかあるいは原因者が消滅しているといふような場合には泣き寝入りになるわけでございます。この被災農家に対するところの救済措置といふことがきわめて重要なことではないかといふように考へるわけでございます。そういった見地から、将来農林大臣はこのように被災農家に対してあたたかい恩情のある措置をとっていただきたいように考へるわけでございますが、こういった問題についての大臣の所見を承りたいといふように考へるわけでございます。

○倉石國務大臣 そういふことを考へますので、このたび政府としても十四にわたる法律をつくりまして、できるだけそういう御迷惑のからぬように、また事前にそれを防ごう、それからまたこれがたいへん完ぺきなものと思つていらるわけではございせんので、逐次そういうことに対してできるだけ検討をして善処してまいりたい、こういうわけで今回の対策をつくつておるわけでございます。

○合沢委員 大臣は、将来そういった措置は検討していこうといふようなことでございすが、ぜひひとつ御検討を急いでお願いしたいわけにございまして。それから次に、この問題は從來もずいぶん出ておる問題でございますが、無過失損害賠償の問題でございます。これは、大臣は財界の圧力等は全

然なかつたんだといったようなことを言っておられるわけですが、しかし大蔵、通産サイドからの農林省の事務当局に対する猛烈な反対があったことは私はよく承知しておるわけでございます。事務当局も、世界で初めてのこの法案の作成でございましたし、また調査資料等も決して十分でなかったということで、これが防戦にはずいぶん苦労したというように考えるわけでございますが、この法案作成に当たった当局の努力はまことに多とするわけでございます。しかし、この無過失責任の損害賠償の規定がなくてはだうにもならない。特に被害を受けている農家の救済には役立たないというようにも考えるわけでございますが、この五日の連合審査の際に小林法相あるいは山中総務長官も、新聞で見ると次のようなことを言っておるようでございます。小林法相は、公害を総体的に規制することは民事法ではできないので、現像に依りて各規制法の中で検討してほしいと各省庁にお願ひしておる。それから山中総務長官は、各省の規制法の中に無過失責任が盛り込まないか検討中であるというような答弁を五日の連合審査でしております。そこで農林大臣は、先ほども御答弁がございましたが、ぜひひとつ無過失責任の賠償規定をこの法案の中に将来加えるように前向きな姿勢をもって臨まれるように要請申し上げ、なお重ねてその御意見を聞きたいと思ひます。

○倉石国務大臣 たいだいまお読みになりました答弁の中に山中総務長官の答弁があつたようであり、そのとおりになつておられるわけでございます。

○合沢委員 それから次は、特定有害物質についてでございますが、第二条の3の特定有害物質は、当面カドミウムに限定して、なるべく早く亜鉛とか銅とかは政令でできたいという答弁を従来されております。第一条の目的では、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し」とあつて、最初、健康を害するおそれがあるという点でまずカドミウムを特定の有害物質に政令で定めるとい

うことで、このことは当然でございますが、農作物の生育阻害の特定有害物質については、本法が施行されるまで全然その特定有害物質がきめられないというところは、法律はできてもできない以前と何ら変わらないというふうなことになるわけであり、また、カドミウムの場合は近年のことでございますが、銅とか亜鉛とかといったような重金属による農作物の被害というものはきのうきょうのことではないわけであり、調査資料が不十分だということでございますが、この生産を阻害されるところの特定の有害物質がいまだに政令で定められないというところは、これは政府は怠慢のそれりを免れないのではないかというように私は考えるわけなんです。いまだのような点で調査なり資料が不足しておるのか、そういう点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 農林省といたしましては、先生も御指摘のように、銅の問題は昔からの問題でいろいろデータは持つております。しかしながら地域指定の要件を考えます場合に、どういう被害とそれから土壌との関係になるかということとをこれから詰めた上で、なるべく早く政令の指定に持つていきたいということ而努力をしたいと思います。

○合沢委員 なるべく早くということでございますが、見通しとして、これは農林省だけでやる作業と思ふ。この法律を施行されて生育を阻害する特定有害物質がまだ政令で一つもないということでは問題だらうと思ひます。一日も早く指定してもらいたいと思ひますが、いつごろそれが政令で定められる見通しであるか、お聞きしたいと思ひます。

○中野政府委員 昨日も私は一、二年以内、こう申し上げましたが、その範囲内でできるだけ早くやりたいと思つております。

○合沢委員 一、二年というふうなうちうなことで、この法律が何のために急いでつくられたのか、全く意味をなさないと思ふのです。早急にお願ひしたいと思ひます。

それから次は、従来の説明では、特定有害物質については大気汚染についての物質について言及されていないと思うのですが、大気汚染についての有害の物質というのか、特定物質は何を考へておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 大気汚染特別のものということではございませんで、われわれといたしましては、当面人の健康をそこなうおそれのある有害物質としてはカドミウムということを考えておるわけでございます。

○合沢委員 生産を阻害する特定有害物質というのは大気汚染の中ではどのようなものが考えられるかということなんです。

○中野政府委員 土壌汚染防止法で対象となりま有害物質としましては、先ほど申し上げました生育障害については銅、亜鉛ということを考えておるわけでございます。

○合沢委員 たとえば亜硫酸ガス等は生育障害に對する特定有害物質とは全然考へていないということですか。

○中野政府委員 亜硫酸ガスは土壌に蓄積するといふものではございませんで、これは大気汚染防止法自体でいろいろ規制する問題でございます。

○合沢委員 ばい煙とか亜硫酸ガス等は、ひとり農用地だけではなくして農作物あるいは山林等にも非常に大きな被害を与えておるといふことは御承知のとおりなんです。大気汚染防止法だけでこれらが十分とお考えかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○中野政府委員 たいだいま申し上げましたようにわれわれの願ひをいたしております法律は、土壌汚染を通じて人の健康をそこなうか、あるいは生育障害を起こすかというふうな問題でございます。いまお尋ねの件はこれは大気汚染防止法で対処すべき問題であり、もし問題があればそちらのほうでいろいろ検討するということになるわけであり、

際そういった面から農用地の土壌汚染防止ということ、林地も含めた汚染防止ということにしてはどうかと思ふのですが、その点についての御意見を聞きたい。

○中野政府委員 林地につきましては、林地がどういうふうな汚染されておるか、それからまた林産物がどういうふうな生育障害を起こしているかまだよくわかつておりません。そこで、これは林野庁のほうでも昨日答弁をいたしておりましたが、その辺の調査を進めた上で、林地を含めた法律が必要なのかどうかということを検討するということにしたいと思ひます。

○合沢委員 次に、対策計画の事業でございますが、農地がカドミウム等で汚染されているときには、まず被害農家はもとどおりに復旧してほしいということが第一の要望であらうと思ふのです。この法律では汚染の程度で土壌改良とか、あるいは深耕だとか、あるいはまた排水、客土といううなもの等を計画する。そして農林大臣の承認を求めて実行されるということにならうかと思ふのですが、先ほど五条の三項ですが、ここで先ほどの質問に局長は答へられておりますが、「汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度を勘案し」、「必要かつ適切と認められるものでなければならぬ」といふことなんです。この辺は決してチェックする意味はないんだ、この書いてあるとおりだといふように言われておりまして、そのとおりであればきつめてけっこうだと思ふのです。ただ心配になるのが、汚染の程度がはなはだしい場合には排水とかあるいは客土というふうな非常に多くの費用を要する事業にならうかと思ふ。その結果は新たに開田するよりもっと大きな費用を要するというふうなことも考えられるわけなんです。そういうふうな場合には、こういった項に触れないのかどうか、その点について具体的に伺ひたいと思ふのです。

○中野政府委員 御指摘のような場合、まさに非常に大きな金がかかり過ぎるということになりますと、そこはむしろ非農地に転換をいたしまして、

そのかわりに代替地の造成をしてやったほうが安上がりだ、またそのほうがよろしい、農家も喜ぶという場合がありますので、そういうことも含めてこの対策計画は立てたいと思っております。

○合沢委員 農家が了承する場合はいいのですが、そう簡単に——もう相当全国的にも開田が進んでおりますし、特にこういった地区の場合は、そういった代替地があるはずはないと思うのです。現実には私のほうの地区の奥岳川ではそういった余地がないことなんです。そういう場合、なおかつ代替地が見つからないというような場合には、やはりこれは何とかしてとどおりに復旧してほしいという希望があるわけですが、それがこういって五三項の規定によってチェックされるということはあると思うのですが、どうなんですか。もう一度はつきりお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 農家のもとどおり復旧していききたいという気持ちは、私たちもよくわかっておりますので、一反歩を復旧するのに何百万円もかかるというのではこれは無理だし、また農家もその辺は理解してくると思いますが、合理的な費用のかかるものであれば、それをかけても復旧してあげべきだと思います。

○合沢委員 相当な費用でも、開田を上回る程度の費用でも認めるというようにことに解して、次に進みます。

なお、これに関連してですが、最近米の余剰米というような問題が起こりまして、生産調整が進んでおるわけなんです。そこで心配になるのが、水田の汚染されている場合等については、米の生産調整等との関連等から、こういった事業がチェックされるというような心配がないかどうか、この点をひとつ確かめさせていただきます。

○中野政府委員 防止対策事業と生産調整とは、直接は制度的には関連させるべきではないというふうに思います。しかしながらまた生産調整の面からいいますと、これはことしのあの経験からいたしまして、全国全町村に一応自主的な協力を

いただくという意味で目標を示しております。それがどういうふうになるのか、その部属のほうにありまして、その部属ではどう扱うかという問題は、別途また問題が出てくるわけでございます。

○合沢委員 制度的には直接関連を持たせないというところでございしますが、運用の面においてこれが特に生産調整の全国平均を上回って関連づけられて規制されるといったようなことはないということでも解してもよろしいですか。

○中野政府委員 全国全部そういうふうに割り切れるかどうかわかりませんが、ことしの安中等の例によりまして、当該地区の農家は全部会社との損害賠償で交渉して、それから補償を受けております。生産調整はやっておりません。

○合沢委員 会社等からの補償によって生産調整をやるといふことなんです、これはそういうようなことのできる企業の場合にはいいのですが、中小企業で現在操業しているが非常に経営が悪い、少し無理すれば倒産するというような内容の、そういう企業もあり得るわけなんです。したがってそういう場合には生産調整の休耕といったようなことは、そういった企業の補償によって行なうことはまず不可能だということにも考えられるわけなんです。そういうことは考慮なしに、したがってそういうことは関係なしに客土あるいは土壌改良というか、そういうことが生産調整と関連づけられないように、ぜひひとつお願いしたいと思っております。よろしゅうございしますか。

○中野政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、具体的なものは部属の段階において、その場合に生産調整はどういうふうにしてやるかというところは一つの問題としてあるわけなんです。一方対策計画を立てて復旧工事その他やるということになりますれば、こちらでやるわけでございますが、その辺は指定されました具体的な地区での実情に応じて、われわれといたしましては適切な指導をいたしたいと思っております。

○合沢委員 私はこの法案を見まして悪くすると非常に悪くされるわけなんです。第一、最初に申

し上げましたようにたして被害農家の側に立つての制度であるのかどうか。悪く見ると反対にされる節があるわけなんです。先ほどもお話がございましたが、まず第一にこの法律は被災者の救済措置は全然考えられていない。防止措置が中心になっていて、しかも防止措置は特定有害物質によって汚染された地域を知事が指定する。そしていろいろな計画が出る。ところがそういった計画というものは五三項によっていろいろチェックされる。特に最終的には農林大臣の承認ということなんです。こうなってきた、はたしてこれが被害農家のためになるのだろうか。しかもその間受ける損失というか、特に、費用負担等については、これは被害者なんです。被害者が負担するというのもあり得ることなんです。こういって、これは被害者なんです。被害者が負担するということでは、ほんとうに農家のサイドに立つた対策なのだろうかどうだろうかということに私はきわめて不信を持たざるを得ないわけなんです。そういう点もう一度、これはそうじゃなくて、農民の側に立った制度だということについて、全国の被災農民におかしくように説明してほしいと思っております。

○中野政府委員 今回こういう法案を提出いたしましたことこそ農民のためにやっているわけでございます。いままでだと、この辺が全部うやむやになっておりました、一般の土地改良事業でやられている場合もあり得たわけでございますが、大部分は年々賠償なり何なりでうやむやに済んでいる。これを積極的に汚染された土壌を改善して、こういってございしますから、われわれといたしましては、これによりまして初めて具体的に汚染地域の対策ができるというふうに思っております。

○合沢委員 特に第五条の三等、十分そういう点で配慮して今後の運用に当たっていただきたいという点を要請しておきます。

次に、この問題も従来再三質問に出る問題点でございますが、対策事業としてやる場合の農家の負担でございますが、いま一度確認をしておきたいと思っております。

○岩本政府委員 午前中からたびたび御答弁申し上げておりますように、汚染農用地の対策事業に基づきます土地改良の実施につきましては、対策計画が定められ、事業者が明確である場合におきましては、まず費用負担法によって事業者の負担を求め、残額については国、地方公共団体の負担としてなるべく農家に御迷惑をかけないということとは申し上げたとおりでございますが、御質問の、原因者が明確でない場合におきましては、現在鉱毒対策事業といったような種類の土地改良事業をやっている例もございしますので、それらの例に準じまして措置をするつもりでございますが、問題の性格、この事業の特殊性にかんがみまして、できるだけ国、地方公共団体が費用負担をして農家に御迷惑がからぬように検討してまいりたいと存じております。

○委員退席、三ツ林委員長代理着席

○合沢委員 農家が被害者であるということ念頭に置いて、農家に負担のかけないように、万全の運用という措置をぜひお願いしたいと思うわけでございます。

それから第五条の二項の対策計画の一になると思いますが、二項の一では「対策地域の区域内にある農用地についてその土壌の特定有害物質に

いと考えるわけでございます。御答弁では、対策事業によって前よりもよい条件ができるということとを想定して、そして農家の負担もあるといっているようにとれるわけなんです。これはいろいろな場合があるかと思う。原因者がはつきりしている場合、そういった原因者が支払い能力ができて双方の話し合いができるというような場合には当然農家の負担もないし、話ができて、よくなった分も問題なく農家の負担なしにできるだろうと思うのですが、しかしそうでない場合が多いと思うのです。で、まあ相当長い期間にわたって被害を受けている農家がこういって復旧の工事をして、いささかよくなったからといって農家の負担になることと自己私はおかしいのだと思う。この点についてもう一度御見解を伺いたいと思うのです。

○岩本政府委員 午前中からたびたび御答弁申し上げておりますように、汚染農用地の対策事業に基づきます土地改良の実施につきましては、対策計画が定められ、事業者が明確である場合におきましては、まず費用負担法によって事業者の負担を求め、残額については国、地方公共団体の負担としてなるべく農家に御迷惑をかけないということとは申し上げたとおりでございますが、御質問の、原因者が明確でない場合におきましては、現在鉱毒対策事業といったような種類の土地改良事業をやっている例もございしますので、それらの例に準じまして措置をするつもりでございますが、問題の性格、この事業の特殊性にかんがみまして、できるだけ国、地方公共団体が費用負担をして農家に御迷惑がからぬように検討してまいりたいと存じております。

○委員退席、三ツ林委員長代理着席

○合沢委員 農家が被害者であるということ念頭に置いて、農家に負担のかけないように、万全の運用という措置をぜひお願いしたいと思うわけでございます。

それから第五条の二項の対策計画の一になると思いますが、二項の一では「対策地域の区域内にある農用地についてその土壌の特定有害物質に

いと考えるわけでございます。御答弁では、対策事業によって前よりもよい条件ができるということとを想定して、そして農家の負担もあるといっているようにとれるわけなんです。これはいろいろな場合があるかと思う。原因者がはつきりしている場合、そういった原因者が支払い能力ができて双方の話し合いができるというような場合には当然農家の負担もないし、話ができて、よくなった分も問題なく農家の負担なしにできるだろうと思うのですが、しかしそうでない場合が多いと思うのです。で、まあ相当長い期間にわたって被害を受けている農家がこういって復旧の工事をして、いささかよくなったからといって農家の負担になることと自己私はおかしいのだと思う。この点についてもう一度御見解を伺いたいと思うのです。

○岩本政府委員 午前中からたびたび御答弁申し上げておりますように、汚染農用地の対策事業に基づきます土地改良の実施につきましては、対策計画が定められ、事業者が明確である場合におきましては、まず費用負担法によって事業者の負担を求め、残額については国、地方公共団体の負担としてなるべく農家に御迷惑をかけないということとは申し上げたとおりでございますが、御質問の、原因者が明確でない場合におきましては、現在鉱毒対策事業といったような種類の土地改良事業をやっている例もございしますので、それらの例に準じまして措置をするつもりでございますが、問題の性格、この事業の特殊性にかんがみまして、できるだけ国、地方公共団体が費用負担をして農家に御迷惑がからぬように検討してまいりたいと存じております。

○委員退席、三ツ林委員長代理着席

いますが、沈でん槽をつくるのはいいが、沈でん槽にカドミウムとかその他の重金属が濃縮して非常に多量に堆積される。それでは豪雨等があった場合には下流に一挙に多量の有害物質が流れ出る。その結果、かえって被害を大きくするという

ような心配が出てくるのじゃないか、こういう点についてはどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○岩本政府委員 沈でん槽でろ過してなるべくよごれない水を排出するというのは有効な方法である。

るうと思いますが、この方法は農家の側よりもむしろ汚水を排出する企業側、工場、鉱山側にその設置を求めるべきものであるうと思います。したがいまして、工場排水口においてそういう施設をして、よごれぬ水が流れるように関係方面に要請をしたいと思ひます。それでもなお流れてきま

す場合に、圃場の入口あるいは水路等に沈でん槽を設けるのは有効でございますので、あわせてそういう措置もとりたいと思いますが、ここ何年間かの確率、降雨を計算いたしまして、工事の設計なり施工なり施設の維持、管理等について、そう

ということが起こらぬように十分配慮してまいりたいと考えます。

○合沢委員 いまの沈でん槽に関連しまして通産省にお聞きしたいのですが、私、奥岳川の現地に参りまして沈でん槽の状態を見たわけなんです。土流で沈でん槽がつぶれてある。それに自動

的に上流に流れて、人相をくずしてある。そして自動的に石灰を投入しながら沈でんざして、そして汚水を下流に流さないようにしているわけでございまして、その結果、非常に多量のそういったカドミウム等を含む有害物質が上流にうんとあるわけなんです。それらが乾燥されているということなんです。

す。これは、しかし豪雨であれば一挙にカドミウムが下流に流出するおそれが十分あるわけなんです。このカドミウムをそこに置いたのではありません。この点どのように考えるか、その対策等があればお聞かせ願いたいし、また指導も

○伊勢谷説明員 お答えいたします。

そのお話は私どものほうにも陳情がございましてよく存じておることです。御説のようにたゞいま流れておる水は十分に処理されておりますので安全と思っておりますが、問題は鉱山のそばにありまう堆積場でありまして、この堆積場のことを先生が意味されておられると思います。堆積場につきましては、鉱山保安法で監督官の監督を受けるということになっておりまして、異常天候以外の場合には十分に補修されるように常時監督をいたしております。ただ自然現象として、たとえば集中豪雨のような場合に、それが完全にいついかなるときでも守り切れるかどうかという点になりますとや問題がございまして、通常の場合には十分防止できますように常時監督をしておることです。でございます。

○合沢委員 常時監督をしておってあの程度のものかと思つて心細くなるわけなんです。

それでもう一つ関連しますが、沈でん槽に行くまでに石灰が自動的に入るようになっておるわけなんです。地区の農家の方が非常に心配しているのは、停電でもと直ちに石灰の投与ができなくなつてくるわけなんです。そうすると汚水のまゝの有害な水が流れるということになるわけなんです。また道の非常に悪い高いところでも沈でん槽がつくられておるわけなんです。したがって水でも出て途中の道が悪くなつて石灰も持つていけないというふうな事態も起こる可能性もいふんあるわけなんです。そういった場合にはこれは非常に問題になる。特に雨が降つたりしますと、それほど汚水の出る量も多くあるわけですが、その際に電気がとまつて石灰がいかない、さらにまた石灰を持つて行くにも持つていけないというふうな事態も起こつてくることなんです。カドミウム等が人体にも影響するような非常に危険な物質なんです。そういったものが堆積されておるということについて、先ほどのお話では監視してゐるということでもございますが、私の見た限りでは非常に不十分な監視ではないかと思う。あるいは少し雨が降れば、すぐ有害物質が流出するよう

な危険性を持つてゐるということは、これはしろくとも十分わかると思う。いま一度現場等を見られて、そういった不安のないような万全の措置をとることを強く要請しておきたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 松沢俊昭君。

○松沢俊昭委員 私、農林省にお聞きしたいわけなのでありますが、新潟県の六日町で、東邦亜鉛の南越鉱業所でやはり問題が起きておる。その辺、農林省がいままで調査された報告をまずお願いしたいと思ひます。——私、米の問題を中心にしてちよつとやりたいと思つておりましたけれども、そういうことであるとすれば、これは鉱山関係の方が来ておられますね。それでは、鉱山関係のほうで、東邦亜鉛の南越鉱業所でカドミウムが出てゐるということにつきましての立ち入り調査のようなことをおやりになつたことがありますが、どうですか。

○伊勢谷説明員 お答え申し上げます。

東邦亜鉛の南越鉱山につきましては、ごく最近も私どもの監督官が立ち入り検査をやつております。ここで起きました問題は、私が承知しておりますところでは、森下助手がこの二つの部落で米のサンプルをとられて、その分析をやられたというところで問題が起きたというふう聞いておりますが、その後私の聞いております範囲では、県の衛生研究所におきまして相当広域の米の調査をされましたところ、二つの水系に分かれておりますが、三國川の水系におきましては、一番高い米中のカドミウムの量は〇・一三七PPMであつたというのを聞いております。あともう一つの水系に宇田沢川というのがありますが、宇田沢川のほうの県のデータによりまして、一番高いのが〇・六四PPMであつたというふう聞いております。

○松沢俊昭委員 そこで私聞きますけれども、これは私たちのほうでも調査をやつたわけなのであります。調査をやりましたところが、やはり工場

ろにおきましてはちゃんと予防措置を講じている。したがつてカドミウムそのものというのはいふやうになつてゐるんだ、こういう説明であつたわけなんです。そこで、工場側とは別に、けわしい山の中へ入りまして調査をいたしましたところが、第二通洞がございまして、第二通洞と第一通洞のその間に黒又沢川という川がございまして、その川にたれ流しの状態で流れてゐるという、そういう要するに結果というものが出来てゐるわけなのであります。そういうものに対するところの、いままでのこの鉱業所に対しましてところの政府側のほうの、いわゆる対策を立てさせる方針というものはどういふふうになりましたのか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○伊勢谷説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘になりましたように、この鉱山では第一通洞と第二通洞があります。第一通洞と申しますのは、地形で、鉱山の鉱床に達します間に長いトンネルで掘り進んだところでございまして、この間に鉱床は全くだございせん。そして、この第一通洞を掘るにあたりまして、ここから出てまいりましたズリを、先生おっしゃいました黒又沢川の流域に簡単なダムを作りまして、そこに堆積しておるというのでございせん。このズリは、本来が運搬坑道というものでございせんので、このズリが鉱石によつて汚染されてゐるという事実は、これは全くだございせん。ただ、これも先生御指摘になつたことと思ひます。けれども、このダムのつくり方が非常に簡単なものであつたというのでございせんが、これは、監督法規上で、ある高さ以下のダムの場合には——保安法で堆積場の施設認可をやつておりますけれども、ある高さ以下の場合には認可という行為はいたしませんで、ただ保安法上これを監督していくという措置をとつております。

もう一つの問題は第二通洞のほうでございせんが、第二通洞が実際に鉱山の鉱床にぶち当たつてゐる坑道でございまして、ここからは坑内水が流れておりまして、これが黒又沢川に入つておりま

す。この坑水については、現在のところ何ら処理はいたしてありません。ところが、ごく最近の分析の結果によりまして、たとえばカドミウムにつきましては〇・〇一PPMであるというのでございせん。通常の排出基準、カドミウムの場合には〇・一でございまして、その約十分の一であるというところで、私どももいたしましては、現在の第二通洞から流れております坑内水によつて鉱害が惹起されるというふうには考えていないわけでございます。

○松沢俊昭委員 水質の許容基準の問題でちよつとお伺ひしたいと思ひますが、私は、直接土壌汚染とは関係はないわけなんですけれども、たゞし、土壌汚染それから水質汚濁というこの問題は非常に関連があると思ひます。そういう点で聞かれますけれども、たとえば、私、新潟県の場合だけを出しまして恐縮でございますけれども、新潟県の北蒲原郡に胎内川という川があるわけなんです。その胎内川の上流には中条町という町がございまして、倉敷レイヨンの協和ガスだとかいう、いわゆる工場誘致運動というものが始まつたところ、鳴りもの入りでその誘致運動というものが行なわれたわけなんです。ありますが、そこから出るところの工場排水、これは魚が全然いなくなつてしまつたので、そこで県の衛生研究所で排水の分析をしまして、それからたつたわけなんです。分析をやつてもいろいろ出てきてゐるので、これは基準に照らして問題がない、こういう結論になるわけなんです。ところが、私が実際に実験をしてみましたところ、一升のびんに排水を入れまして、それを洗面器のところに入れて、そこへヒナを入れておきましたところ、大体三十分で死んでしまつたわけなんです。それでも基準としては差しかえなないんだという結果になるわけなんです。それと、東邦亜鉛の第一通洞の黒又川に流れるところの許容基準というものは、カドミウムの場合において

は○・○一である。だからこれは問題ない、こういうことになるわけなんです。ところが実際は、これは米の問題にからみまして、そこから今度検出されたところの米というものは一応出荷のために買ったわけなんです。出荷のために、また食糧庁のほうでこれを買上げる、そういう結果にもなっているわけなんです。ところが、もしもここまですりまわすと、そこからとれるところの農産物というものは非常に評判の悪い農産物になってしまふわけなんです。というように、なことを考えていきました。場合によりますが、○・○一のカドミウムだからこれは差しつかえない、そういう方法で基準がきめられていくということになりますと、その産出されますところの農産物による被害というものは一体どうなるのだらうかという疑問が出てくるわけなんです。また、そこからとれておったところの川の魚というものは基準からすれば○・○一シアンだ、だからこれは心配ないんだ、こういうことになりますと、こういう法律というものができたとしまして、さっぱり結果におきましては効果があがってこないという結果になるのじゃないかと思っております。また、どなたか来ておられると思っておりますが、その水質の基準をきめる方ですね、それについてひとつ御見解を聞かせていただきたい、こういうわけで質問しているわけなんです。

○三ツ林委員長代理 いま答弁者の方がまだ見えませんので、このまま待ちますか。

○松沢(参)委員 それじゃ食糧庁次長がおいでになりましたので、米の問題でちょっと御質問申し上げます。新潟県南魚沼郡六日町の東邦亜鉛の鉱業所のカドミウム汚染によるところの米の問題ですが、これをいままで皆さんのほうでも調査されたと思いますので、調査の結果をまず先にお伺いしたいということで御質問しておたわけです。

○内村説明員 お答え申し上げます。六日町の東邦亜鉛製錬所におきますカドミウム

汚染米の問題につきましては、本年の十月二十七日、まず新潟の食糧事務所から次のような報告が入りました。六日町の宇宮というところと栗師堂というところにつきまして、東京教育大学の農学部、調査によつて四十五年産のウルチ玄米についてカドミウムを分析したところ、宇宮一・一PPM、栗師堂では○・四五PPM、二つのサンプルにつきまして一・一、○・四五PPMという数字が出て、その他の二つにつきましては、○・一四、○・二PPMという数字が出たという報告が入りました。その後、県のほうで調査いたしましたところ、それはサンプルが多くて、それぞれ二十近くのサンプルをとつたわけでございますが、その調査の結果では、一・○PPM以上のものはずっと出ておりません。そういったことがございまして、食糧庁といたしましては、この地区の米についての買い入れを制限するというような措置はとっておりません。ただし、この地区の米は非常に銘柄がいい米でございまして、自主流通米に相当する予定にしていた。それがこういった事件が起きました、自主流通米に売れずに、すでに三千五百俵くらいは売ってあったようでございますが、その他のものにつきましては、結局全部政府買い入れになったという事実について報告を受けております。

○松沢(参)委員 そこで一つ問題になりますのは、教育大学の先生が調べられたのは、やはり一PPM以上の米があったということですね。県のほうで調べたのによつて、それ以下であった。したがって、これは許容量を下回っているのだから差しつかえない、こういう結論が出たわけなんです。ですけれども、その中には一PPMの米というものはあるはずなんです。あるはずのものが政府米として売られていっているわけなんです。政府全体を調べた場合においては、それ以下のものが大半であったとしても、しかしその許容量以上のものもその中には入っていると思うのです。その場合に、それを食べるところの消費者の立場からすると、非常にたいへんな米を食べているとい

うことになるわけなのでありますが、この辺の区分けといいますか、そういうものを一体どうされるのか、この点が一つであります。

それからもう一つは、ここは何しろ山ですから、いわゆる反収はあまりないのですけれども、反収のないところの米というのとは比較的うまいということになるわけなのであります。私は別に自主流通米に賛成ではないのですけれども、やはりそういう制度ができると、自主流通米のほうに回したいという希望というのがあるわけなんです。そこで、たとえば自主流通米の場合におきましては、モチの場合におきましては、これは五百円近く加算金、これがなくなっているわけなんです。つまり五百円くらい損をする。政府米に売るといふことになる損をしなきゃならないわけなんです。それからウルチの場合においては、大体五十円くらい損をして政府米として売らなければならぬ。ここでもとれるところの米の量というのは、三万六千俵程度あるわけなんです。でありますから、結局二つの農協で、もし自主流通米に売った場合におきましてはどのくらいになるのか、政府米に売った場合はどのくらいになるのかという比較をしますと、大体七百万円くらい損を受ける、こういう結果になってしまっているわけなんです。そうすると、この七百万円というところの被害額というものはだれが責任を負うのか、この点を明確にしたい。これは食糧庁だけでなしに、やはり、要するにこの法律にあります、いま提案されておられるところの土壌の汚染防止に關するところの法律、それから、今度は事業者負担の法律というものができてきておるわけなんです。長からも答えていただきたいわけですが、食糧庁のほうでは、こういう場合においては、今回こういう措置をとられておるのか。将来この法律というものができた場合においては、こういう問題が起きたときにおいては、一体だれが責任を負うのか。これは農政局長のほうからお答え

を願えればいいと思うのです。

○内村説明員 まず第一点についてお答えいたしますと、カドミウムの汚染、人為的な汚染があるというようにおそれがある場合には、厚生省といたしましては、○・四PPMというものを基準にして調査に入るわけでございます。その調査の結果、その他の、尿に入っているカドミウム含有量だとかいろいろ条件がございまして、そういう条件があるものにつきましては、いわゆるカドミウム汚染の要観察地域ということになるわけでございます。そこで米につきましては、要観察地域の中で一PPM以上の米がとれているところを線引きいたしました。その地区の米は政府が買わない。これは食品衛生法上処分を禁止されておる米でございます。食糧庁としても買えないというところで、その米は買わない。そのかわり関係の企業に対して補償を農家としては請求をする。それから一・○未満の米につきましては、要観察地域の中でありますが、政府が買い入れる。それから現在お米が、御承知のとおり、余っておりまして、要観察地域の米は、とりあえず現在の需給事情のもとでは配給に充てない、こういう条件つきで、食糧庁といたしましては、カドミウムの米を処理しておるわけでございます。その場合に、線引きは一応県知事さんをお願いする。この六日町のケースにつきましては、まだ要観察地域になっておりません。そこでそういった地域のものにつきましては、要観察地域に準じて、人為的汚染のある場合は扱おうということにしております。そこで知事さんに線引きをしてもらうということになるわけでございますが、知事さんが、東京教育大学のサンプルでは四点でございますが、もっとその五倍以上のサンプルをとりまして調査をした、その結果一・○PPM以上の米が出なかったということで、県の線引きの対象になることがないわけでございます。県の調査では、というところで、一応六日町の米の問題については、したがって六日町の米は全部政府が買い入れるという措置をとつたわけでございます。

それから、第二点の御質問の趣旨は、六日町の米は非常にいい米だから、これを自主流通米として売ろうとしておったところにカドミウムの問題が起つて、その結果、政府に売らざるを得なくなった。その結果、自主流通米としての販売価格によって得られる、政府に売り渡す場合の価格との差額でございまして、期待利益としてのそういうものが失われた。これの損害賠償というのはいくらになるのか、こういう御質問だと思ひますが、これは一応民事上の問題として、農家と企業の当事者の間で話し合つて解決すべき問題だと思ひます。そこで法律的なことを若干申し上げますと、これは不法行為——民法の七百九条による、不法行為に対する損害賠償請求ということになるのじゃないかと思ひますが、その場合に、製錬所が汚染の原因となつておるかどうかということの因果関係、あるいは得べかりし利益というものが、法律的な意味における損害なのかどうか。これは民事上の問題があるのではないかと、ううに私は思つております。

○中野政府委員 いま食糧庁の次長が答弁いたしましたとおり私も考えております。

○松沢(後)委員 食糧庁の次長のほうからございました、つまり要観察地域の米というのは、買うけれども、これは配給に回さぬ、こういうお話なんです。配給に回さないで、どこへ回されるのですか。

○内村説明員 厚生省の見解では、要するに一・〇PPM以上、これは玄米でございまして、それは食品衛生法上処分を禁止しなければならぬ毒な米である、一・〇PPM以下のものは食品衛生法上安全である。これは八月に八人の学者を集めて、厚生省で三日間にわたつて検討された結果、そういう結論を出されたわけでありまして、そこで、一・〇PPM以下の米というものは、これは配給に回し得る米でございまして、ところが、現在米が余つておりますので、多分汚染米じみた米と云ふような感じが、いま消費者の間にある、要観察地域の米につきまして、それを無理に売りつけま

して、配給米というのはあぶないのだというやうな印象を国民に与えることは、現在の食糧配給の立場からいって問題じゃないかということ、とにかく米が余つてゐるから、そのような米は配給しない、一応保管しておこうという措置をとつてゐるわけでございます。

○松沢(後)委員 だから、保管しておいても、それはいづれか処分しなければならぬわけでしょう。ところが、それは配給に回さないということになると、動物のえさにするとしても、それはやはりカドミウムが入つてゐることだけは間違いないのですから、それともやはり危険でしょう。廃棄処分にもされるということですか。それはどういふことなんでしょうか。

○内村説明員 繰り返して申し上げますが、厚生省の見解によれば、一・〇PPM以下の米は口に入れたらいいやうな、こういうことになつてゐるわけでございます。なつておりますが、いま米が余つておりました、どうも心配だといふやうなおそれがある、それならば、そういうものを、卸売業者に向かつてこれを買えといつても、消費者からのいろいろな批判があつて、それはちよつとトラブルが起る、というようなことがあると困るから、ということをおしやるので、一応食糧庁が保管してゐるわけでございます、いまのところ、それを廃棄処分にするといふやうな考え方は持つておりません。ただ、ただいま持つてゐるわけでございます。

○松沢(後)委員 いや、持つてゐることはわかりますけれども、その先どうなるのだといふことを私聞いてゐるのだけれども、その先はまだはっきりしないわけですか。

○内村説明員 御承知のとおり現在米が余つておりますので、そういうものを配給しないで持つてゐるという状況になつてゐるわけでございます。

○松沢(後)委員 それ以上に言つてももうどうにもなりませんから……。

そこで、それじゃもう一回聞きますけれども、

私は、農薬の場合においても同じことが言えると思ふのです。土壌汚染の問題につきましてもやはり同じことが言えるやうな気がするのです。ということ、いま食糧庁次長のほうからも御答弁がございまして、農政局長のほうでも、全く同じでありますという御答弁であるわけなんです。ございまして、とにかくいま公害騒ぎなんです。国をあげての公害騒ぎなんです。でありますから、結局、トマトとか米といふものが危険なんだということになると、かりに、いま次長の申されましたやうに、実は厚生省のほうでは一・〇PPM以下であるならば心配ない、心配ないといつてゐるけれども、われわれのほうとしては、そういう要観察地域の米については、米はあるのだからそれは一応保管しておくといふことでやつておられる。これは、そういうものを国民のところに出すということになると、やはり消費者のほうからいろいろな非難が出てくる、これは、逆にいうならば、商品価値というものが下がるわけなんです。下がつた場合においては、これはカドミウムの排出をやることによつて下がるのでしよう。ですから、私は、これはやはり企業の責任だと思ふのです。ところが、その場合においては、つくつたところの農民だけが泣き寝入りしなければならぬといふ、そういう法律では全く——要するに、公害問題では、農民をも含めて、公害からすべてを、生活とその生命といふものを守つてもらいたい、そういう気持ちがあると思ふのです。

ところが、農民だけに對しては、もう切り捨ててごめんの結果に終わつてしまふのじゃないかと言ふのです。だから、どこかで、何らかの方法で、こういう問題が起きてきた場合においては、救済措置といふのがあつてしかるべきなんじゃないか、こう思ふのですが、農政局長、これは一体どうお考えになりますか。

○中野政府委員 ただいまのお話は、先ほど食糧庁次長の申しましたことと私も同じだと申し上げましたが、商品価値が下がる、といったやうな場合は、はたしてそれが損害賠償の範囲に入るかどうか

か、いろいろ議論のあるところだと思ひます。その点につきましては、やはり基本的には、原因が明確でありますれば、これはもう当然被害者側と企業者側との話し合いになるわけでございます。その場合に、国として、あるいは地元、県として、その間に入つてゐる仲裁といふまいし、調停といふまいし、ううか、そういうことは指導としては当然やるべきだと思つております。

○松沢(後)委員 あなたも御承知だと思ひますけれども、新潟県にはいろいろな公害が起きてゐるわけなんです。その最たるものとしては昭和電工の有機水銀中毒事件です。第二の水俣病といわれる問題が起きてゐるわけなんです。これは大体昭和電工が犯人であるといふことが明らかであるにもかかわらず、いまだにその裁判の決着はついていないといふ状態になつてゐるわけなんです。こういう問題といふものが解決できるために法律といふものを制定してもらふなければならぬと私は思ふのです。ところが、いまの御答弁からいへば両当事者が考へてやつていけばいいのじゃないかといふ。そういう法律であるとするならば、何にもならない法律になつてしまふのじゃないかと思ふのです。だから、そういう点は、やはり国のほうで何らかの方法で——国が金を出せといふことじゃないわけだ。しかし、国がやはりこういう問題に對して責任をとらなければならぬじゃないかと思ふのです。特に零細な経営をやつてゐるところの農民の立場から見ますならば、農薬の問題におきましても、被害があつた場合においては、要するに農民との間において調整をつけなければ、いいじゃないか——今回このカドミウムの米の問題なんかは、七百万円の収入といふやつが、その収入よりも上回るのじゃないか、こういうことになつてゐるにもかかわらず、この問題についてはちつとも解決がつかぬといふことになつてしまふ。しかも、いま水の汚濁の場合におきましては、さつき御答弁がございましたやうに、基準

は、はたしてそれが損害賠償の範囲に入るかどうか

から下回っているのだからこの工場の排出は差しつかえないのだという。差しつかえないけれども、その結果は、そういう米といふところの農産物になった場合には、商品価値が下がってしまっているじゃないか、これの救済といふのは全然考えられない法といふやうな私は思うのです。そういう点の解決は一体どうされるのですか。

○中野政府委員 たいだいまも申し上げましたように、基本的には被害者側と加害者側との話し合いの問題だと思ひます。ただし、それを国なり県なりが、民間でもめているのを放置するといふのはよろしくないと思ひますから、その間に入つていろいろの指導等はすべきだといふことであるわけでございます。ただ、鉱山の場合には、賠償の範囲その他を別にいたしまして、これは鉱山法で企業側の無過失賠償責任がもうすでに規定されておりますので、その点は賠償の範囲をそれからきめるといふことで、どちらが犯人なんだといふようなことで議論になることは、損害賠償としてはないわけでございます。

○松沢(後)委員 そうすると、やはり一つの具体的な例を出しますけれども、こういう問題といふのは全国にたくさん出てくると思ひます。そういう場合、全部やはりこの方針でやられるとなると、全く被害者といふのは農民になつてしまふのですよ。要するに農業問題に関する限りにおいては、被害者は農民になつてしまふ。さつき水の問題でお聞きしましたところが、これは〇・〇一P Mであつた。そうすると、この東邦亜鉛南越鉱業所といふのは何らの責任をとらなくてもいいといふことになるのですか。どうですか、これは水の關係で。

○三ツ林委員長代理 質問者に申し上げますが、いま経済企画庁の担当者が運輸委員会でご答弁中だそうでありまして……

○松沢(後)委員 どうも質問といふのはやはり順序正しくやつていかぬと全くわけがわからなくなつてしまふのですよ。私のほうで非常に困るの

ですがね。

鉱山局は来ておられますか。——じゃ聞きますけれども、この事件が起きてから、たとえばいゆる残滓ですね、クラッシュヤーにかけたところの残滓ですね、ズリといふますか、そういうものが、調査によりまして八千立米も実はここに出てゐるわけなんです、これの要するに処理といふのはどのようにしてやつておられるのですか。

○伊勢谷説明員 お答え申し上げます。鉱山の活動によつて出てまいります先生おっしゃいます残滓といふものは、一つは坑道の掘進、切り羽の採掘といふことに伴ひまして、鉱石以外に出てくるズリと申します一種の石ころでございますが、それがございまして。それとも一つは、今度は選鉱場へ鉱石を持ってまいります。選鉱場で破砕いたしまして、有用なものだけをとりとるということで、残りまして非常に微粉のもの、これはおおむね水とまざつておりますので、そういったものと大体二種類ございまして。

それで、御質問の南越鉱山の状況で申し上げますと、二つの水系がございまして、宇田沢川のほうに流れておりますのがあとで申したいわゆる選鉱場から出てくる廃滓でございまして、これはその選鉱場の下のほうに手原堆積場といふのをつくつておりました、ここに全部堆積をさせておるわけでございます。この堆積場は保安法の上で認可された設備でございまして、かつこれにつきましては保安法上監督を行なつておる。また、私どものほうへ参つております報告によりまして、この堆積場において欠陥があるといふことは、まだ報告は来ておりません。

もう一つは、いわゆるズリでございまして、先ほど申上げましたが、黒又沢のほうへ出されておりました、これは非常に簡単なダムでございまして。先ほど申上げましたように、ある高さ以下では設備認可の対象になつておりません。そういう意味において、非常に簡単なダムでございまして。ただ、このズリは、先ほど申上げましたように、第一通洞の掘さくによりましてズリでござい

ますので、鉱物によつて汚染されているといふことは考えられないわけでございます。この黒又沢のほうのダムが、たしか昭和四十四年の集中豪雨のときに一部が流れ出したといふ事実を私も報告を受けておりますが、この下流には御承知のように東京電力のダムといふのがございまして、これがずつとこの三国川の下流のほうまで流れていくといふ事実はちよつと考えられないのではないかとこのように思ひます。先ほど食糧庁のほうからもお話がありました、この地区でや汚染されている米が出たといふ官部落といふものは、この三国川のもう少し下流のほうにございまして、この黒又沢のほうのズリ捨て場から流出したものが、三国川の下流にありますが官部落に影響を及ぼしたといふのは、途中にございまして東京電力のダム等から考えて、まず考えられないのではないかとこのように推察いたしております。

○松沢(後)委員 それじゃ鉱山局のほうとしては、鉱山保安法でそれから照らして——今度の法律には指定地域といふのを設けることになつておるのでありますが、この東邦亜鉛南越鉱業所周辺といふものは、これはそういう指定地域にする必要はない、そういう判断に立つておられますか、どうですか。

○伊勢谷説明員 お答えいたします。県の衛生研究所のほうで御調査なさいました玄米のカドミウム分析のデータを私も持つておりますが、その中で見ますと、一番高い米の濃度が〇・六四といふことでございまして、厚生省のほうの要観察地域の要件が〇・四以上といふことでございまして、その米の濃度だけで申しますと、この地域は要観察地域を指定される一つの要件にはなつてゐるといふふうに数字の上では考えられます。ただ、それ以外の要件につきましては、これは厚生省のほうでいろいろ基準をつくつておられます、そのほうの要件にかなうかどうか、私どものほうではよくわからない問題でございます。

○松沢(後)委員 いろいろ、鉱山局のほうではそ

こがやはり一つの問題点だと思ひますけれども、調べてみますと、こちらのほうの調査ではその水の中にあるところの量といふものが結局〇・二四五といふのと〇・〇六五といふ、こういうものが出てゐるわけなんです。それから土砂のほうですね、これを調べてみますと、〇・五、それから一・〇、一・一六、こういうぐあいには出てゐるのです。でありますから、こういうものがそのまますつとこにいけば、これは土壌は相当汚染されてくることになるわけなんです。ところが、いまあなたのお話からしますと、保安法のたてまえからいって鉱業所に落ち度はない、こういうお話なんです。落ち度がなないといふ前に、こういう問題が出てゐる。こうなれば、どこかにこの鉱業所に落ち度があるといふふうに判断して、そういう立場で皆さんが立ち入り調査といふものをやつていかなければならぬじゃないか。いろいろ立ち入り調査権の問題につきましては午前中から午後にかけて質問が集中してゐるわけですから、集中してゐるにもかかわらず、私はこういう具体的な事実といふものを出してゐるわけですが、

「三ツ林委員長代理退席、委員長着席」
こういう場合においてもいたしたことはない。こうなると、立ち入り調査権といふものがかりに知事にあつたとしても、あるいはまたあなたの方のほうにありつても、こういう問題が規制されない限りにおいては、だれかが死なぬ限りにおいては問題の解決にならぬといふことになるんじゃないですか。やはりどこかに欠点があるからこういう性質の水が出、こういう性質の土壌汚染といふやつが行なわれているんじゃないですか。要するに、そこをきちんと押さへてしまふといふことがなかつたら、公害防止といふことにならぬと私は思うのですが、その点、どうお考えになりますか。

○伊勢谷説明員 お答えいたします。先生のおっしゃられました数字がどういふ数字であるかは、実は私はよく存じないわけでご

ざいますが、そういう事実がもしあるといたしますならば、さらに私どもとしては厳重な監督を続けてまいりたい。さらに努力を継続したいと思ひます。

○松沢(後)委員 その辺一体農政局長としてはどうお考えになりますか。いま最後にくくと、やっぱり縦割り行政の弊害というのがしつちゅう出るんですよ。だから公害対策は一本化してやっていったほうがいいんじゃないか。これは私は賛成なんです。賛成なんだけれども、これは要するに法務大臣のあれからいくと、やはり横にやっつけてくんだというふうなお話がありました。横へやっつけていきますと、やはりこういう弊害というものが出てくると思うんですよ。そういう点で結局公害だ、公害だといって騒がれて、公害国会という国会まで開かれたとしても、結果的に置きましては鉱山局のほうでは心配ないんだと、こういうお話になるわけでしょう。しかし水が流れてくる、土壌が汚染される、汚染米が出てくる、そうするとその米が売れなくなってくる。そうして売れなくなってきたら、これは飢饉ではないから、消費者には配給はしないけれども、これは保管しておいた。要するにこういう食糧庁長官の話にまでなってしまうわけですよ。結果的ににおいては高く売れる米が安く売れないという状態になってくる。その米の行くえというところについて消費者が非常に心配する。こういう因果関係でぐつとくるわけなんです。ですからその辺、十分こつちの省とこつちの省が連絡とってやりますよといつても、結果はできないことになるんですよ。そういう点についていま鉱山局のほうからお話がございますけれども、私はそれは非常に不満なんです。農政局長も農産物とか農地の土壌汚染とかそういう問題から考えると、鉱山局と同じような考えであつては困ると思ひます。そういう点、局長のほうから御答弁願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 お話しの点もつともでございますが、そのために今度土壌汚染防止法案を御提案申

し上げておるわけでございます。從來どちらかという、農林省は受け身のようなことが多かったわけでありましたが、今度は――先ほどの委員の先生方でございまして、今度――申し上げましたが、農林省といたしましては、この法案の成立を契機にいたしまして、全国的な土壌調査をもう一ぺん総点検してやりたと思ひますが、特にその中で汚染の程度の著しいところにつきましては、精密調査をいたします。そうして地域指定をやり、またそのあとの動態調査をいたします。したがって、先ほど数字をあげられまして、だんだん蓄積してくるんじゃないかというところは、当然いま私が申し上げました精密調査をやることに入ってくると思ひます。そういう土壌汚染の面から、われわれといたしましてはそこを調べた上で、そのデータをもちまして、いまの鉱山の場合であります。これは通産大臣に当然要請をする、いろいろ話し合ひをするということになるわけでございます。で、われわれといたしましては積極的に土壌汚染防止の立場から、ある場合には企画庁、ある場合には通産省、ある場合には厚生省というぐあいに話をしたいというふうな考へております。

○松沢(後)委員 どうしてもいまのような御答弁になれば、なかなかあなたの方のほうでもそれ以上言うわけにいかぬという結果になるわけですよ。そういうところ、やはりこの法律ができたとしても、結果に終わってしまうのじゃないかということをお話をして申し上げておるわけでありまして、そこを、水産庁の長官、おいでになっておる。さき私質問しましたけれどもおいでになりませんので、同じことをもう一回繰り返しますが、水の汚染というものと、それに伴うところの土壌汚染というものは非常に深い関係があるわけなんです。そこで、さき一つの例を出しましたけれども、シアンの問題で、川に魚が一匹もいなくなつてしまつて、そういう地域というところが新潟県にあるわけですよ。胎内川というところに

なりますと、昔は淡水魚の産地であつたわけでありましたが、いまは全然なくなつてしまつたわけなんです。上流に倉敷レイオンとか協和ガスとかいう会社がありまして、そこから流れ出る排水、それが原因をなしている、こういうことだけは大体はつきりしているわけなんです。そこで、県の研究所のほうで分析をしても、それは基準よりも下回っているから心配ないという、そういう結果が出ております。したがって、企業責任を問うというわけには、いまだはいかないという状態になつておるわけですよ。しかし現実には魚が死んで、魚が住めない。私が調査しました、実験しましたのによつても、ヒブナがその水の中に入れてから三十分で死んでしまうわけですよ。それでも基準を下回っているというふうなことで、企業責任が問われないということになつておるわけですよ。いまの東邦亜鉛の問題にいたしまして、やはり基準から下回っているからそれほど問題にならないというものであれば、これまた企業責任というものを追及するといふわけにもいかないということになるわけでありまして、そこで、その基準というものをどういふふうにしておつくりになるのか、その点を明らかにしていただきたい。これが、さっきの私の質問であつたわけなんです。水産庁の長官、おいでになつていたら御答弁願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 公害対策基本法の第九条で、河川、湖沼あるいは海等、「人の健康に係る環境基準」というものがございまして、それに基づきます公共用水域では、シアンは「検出されないこと」といふ、そういう条件になつております。それから工場、事業場等の排出基準につきましては、指定水域が九十ほど現在ございまして、その排出基準は、シアンは一PPMでございます。これは九十ほどの指定水域でございまして、及ばないところは現に県で条例をつくつて規制をいたしております。たとえば関東周

辺でございますと、福島とか新潟とかは、県の条例でシアン二PPMというところで規制をいたしておるわけでございます。これは私ども水産関係の海洋学者あるいは水産学者等の意見も聞きまして、経済企画庁にこれらの基準をつくらすときにいろいろ意見を申し上げて、いよいよ各省共同でつくつたわけでございます。これらの基準が守られるならば私は魚が死ぬという事態はまずないといふふうに思ひます。しかし、実際問題といたしましては、いまの御指摘の例は私よく存じませんけれども、ことしになりまして長良川でありますとか、狩野川あるいは栃木県の思川でありますとか、毒物あるいはアルカリ性の物質が流されたというわけで魚が相当死んでおるわけでございます。これは具体的にどの工場、どの事業場がいわば元凶であるかということが詰めて、詰めてもなかなか詰めきれない場合があるわけでございますが、それが因果関係が追及できれば当然漁業補償の問題になります。現にそういうことで漁業補償を受けておる場合もあるわけでございます。したがって、私どもとしては、今後排出基準を厳重に守ると同時に、排出基準をこえて汚水を流します場合に、できるだけ早く事態を発見して真の元凶を突きとめることができるような、そういう体制をつくるように現在努力をいたしておるわけでございます。

○松沢(後)委員 県でも条例がありますので、それに基いてやるわけなんです。だけれども、具体的に学者の御意見等を聞きながら一つの基準というやつができなくていくと思ひます。けれども、しかし現実には、学者の要するに説も大切で、一番簡単な話なんです。死んでしまふのです。死んでしまつてもこれは要するに基準以下である、こうなるのです。こういう問題は一体今後どういふふうにして解決されるのか、それを聞いておるわけなんです。胎内川漁業協同組合というのがあつたのです。それが十年前にもう解散してしまつておる状態なんです。しかし県の条例からす

るならば、基準があつて、基準をはるかに下回つてゐるというのです。しかし魚はいなくなつてしまつてゐる。そうすると基準が間違つてゐるんじゃないかというのです。基準が間違つてゐなかつたならば、試験分析をやるころの機関が間違ひをやつてゐるんじゃないか。どつちか片方であつたならば、魚は死ななくなるのじゃないかと思ふのです。この辺は一体どうなるのでしようか。だから、こういう公害防止の幾つかの法案ができておきますけれども、そういう点で、かゆいところに手の届くような法案になつてゐるのじゃないのかという事になりますと、どうも御答弁を聞いてみますと、なつてゐないような気がするのです。できれば、今度はこうなるのだというそういう具体的なものがあるならば、この条文のどこにどういふふうにしてどうするかということをはつきりしてもらいたい、こういうことなんです。

○大和田政府委員 私先ほど申し上げた基準どおりで水質がありますれば、これは決して学者の空論でございませんで、当然水産学者は生物実験もいたしておりますから、魚が死ぬことはまずないので、検定の方法に問題があるか、あるいはそれ以外の理由で水が汚濁をしたか、あるいは水温等によつて魚がいなくなつたのか、あるいは二P Mという県の条例あるいは一P Mという政府の水質基準に従わないで、それ以上の汚水をどこかの事業場が出しているのかという、私はそういう問題であらうと思ひます。これからの問題といひましては、当然排出基準、環境基準の施行を厳重にするということであらうと思ひます。私どももいたしまして、先ほども申し上げました、幾つかの川で漁業被害が現実に起きておりますけれども、なかなかこのだれがいつどういふ形で悪水を流したかという事は突きとめられない場合がいままで多かったわけでございまして、今後の措置といひまして、できるだけ漁業協同組合等の職員を訓練して、また簡単な分析器具を漁業協同組合に配つて、そこで魚が斃死した

ような場合には、試験場に連絡して試験場の先生方に来てもらつて検査をするという前に、できるだけ早く大体の見当がつくようにというそういう体制をつくるように現在努力をいたしておるわけでございまして。

○松沢(俊)委員 いろいろ御答弁がございましたので、しかし現実の問題としてそれは解決できるかどうかということにつきましては私は非常に疑問に思つてゐるわけですが、経企庁のほうからもおいでになつてゐるそうでありまして、経企庁のほうではこういう魚の問題だけではなしに、鉱山から出ますカドミウムを含むところの廃液、そういうものに対して通産のほうからいろいろ御答弁がありました。東邦亜鉛の問題を具体的な例にあげながら質問してゐるわけですが、まあそう川の水には心配がないという御答弁でありますけれども、しかし現場はたいへんな問題になつてゐるのです。この辺についてどういふふうにお考えになつてゐるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○白井説明員 御説明申し上げます。一般的には、われわれ水質汚濁を防止するということにつきましては、公共用水域の水質保全という観点からやつておるわけでして、当該水域が上水道あるいは農業用排水、内水面漁業、そういう観点から被害が生じないように、当該公共用水域に立地してゐる工場または事業場を必要限度で規制していくということをやつてゐるわけでございまして。したがつて、具体的に問題が出るようなところにつきましては、今後は水質汚濁防止法において国で、もちろんいまの基準にまちなが、必要限度において上のせ基準をして当該水域の水質汚濁の防止をはかつてゐる、かように考へております。

○松沢(俊)委員 だかいま私、質問しております。東邦亜鉛の六日町の鉱業所のカドミウムの問題を話してゐるわけですが、そこでその水は〇・〇二四五、〇・〇六六五、こういう調査が出てゐるのです。それは鉱山局

のほうでは大した心配はないのだ、こう言つておられますけれども、これが要するに心配ないどころの話か、はつきり言つて、現場では大騒ぎなのです。大騒ぎがあつてもこれはどうしようもないのだ、そういうことにはならないのじゃないかと思ふ。だから、そういう場合においては、やはりそれを上積みさせるという話がありまして、けれども、上積みさせるというそういう具体的な措置というものはとつてもならなければならぬと思ふのですが、だからそれはケース・バイ・ケースでやるのですか、これはどういふことになるのですか。

○白井説明員 お答えいたします。カドミウムにつきましては、御承知のように国の環境基準で、流水におきまして〇・〇一P Mと定めてあります。したがつてこの〇・〇一と、その水をすぐに飲んでも十分な安全度を見込んだ数値になつてゐるわけでありまして。そして排水規制の段階において現在指定水域制をとつてゐるわけでございまして、川の流量なり等から考えまして大体十倍ぐらゐの濃度でもって排出規制が行なわれておれば、特殊な地域は別といたしまして、ほぼ十分ではなからうかというふうになつてゐると思ひます。

○松沢(俊)委員 私はだからそれが不満なんです。十分でないから問題が起きてゐるのじゃないか。十分であれば問題が起きないじゃないか。どうして〇・〇九P M、これが十分なんですか。要するに十分であるならば何もカドミウム汚染米というやうな問題がクローズアップされてこないと思ふのです。はつきり言つて、それは一体どういふことなんだ。しかもいま米の問題につきましては、食糧庁のほうでは、買うことは買うけれどもこれを配給には回さないというところまでいっているわけでしょう。そのことによって商品価値というものは下がつておるのじゃないか、それだけの被害を現に受けてゐるのじゃないか。受けてゐるにもかかわらず、あなたの方のほうでそれは安

全だ、心配ない、そういう態度は問題なのじゃないかと思ふのです。こういう点についてははつきりと御答弁を願ひたいと思ふ。これは農林大臣のほうからやはり御答弁願ひたいと思ふのです。

○白井説明員 私の答弁は、〇・〇一P Mというのは流水の基準で申し上げたわけでございまして。したがつて、ただいま先生が問題にいたしましたやうな土壌における蓄積によつて結果として農作物被害が出るという場合については、私先ほど申し上げました一般原則論、これは当たらないと思つております。

○松沢(俊)委員 大臣に最後に御質問申し上げますけれども、いままでいろいろ具体的な例を出しまして質問しました。いわゆる鉱山局のほうのお話、水産庁のお話、そしていま企画庁のお話、みな聞きました。具体的な事実というものと基準というものはだいぶ食い違ひがある。そのことによつて、この水はだいたいようぶなんだといつても、そこに魚がいなくなつてしまふ。要するにカドミウムの量はだいたいようぶなんだといふところへその水がたれ流されてゐることによつて土壌がよごれてしまふ、そしてそこから出るところの米といふものが大問題になつてゐるわけなんです。大問題になつてゐる例を二つあげたんですが、しかしこの大問題になつてゐるところの二つの例をあげてもその基準は安心だと言つておられるわけなんです。結果はたいへんな問題になつてゐるわけなんです。要するに何か基準というものと現実というものに非常に矛盾が起きてゐる、開きがあるに大きな過ぎる、そういうことによつて農民の受けるところの被害というものがだんだん大きくなつてゐる。こういう点をこの法律ができた場合においては解決されなければならぬじゃないかという真剣な考え方で私は御質問申し上げてゐるわけなんです。この法律案といふものがかりにこの国会を通過してもこの問題の解決にならぬ、私はこう判断せざるを得ないわけなんです。その点につきまして大臣から、こういう現実と学者の学説との食い違ひ

というものをこれからどう調整をして、現実にはそういう問題が起きないような方法を立てられるのか、その点をお伺いしたいと思うのです。

○倉石国務大臣 各省の担当の者からそれぞれお話し申し上げたようであります。きめられた基準はもちろんな政府は厳格にこれを守るようにいたさせます。

なお、先ほど来いろいろ当事者と質疑応答があったようであります。十分あなたのおっしゃいます現実の問題も事務当局は承つておると思いますので、十分検討して不安なからしめるようにいたしたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 それではこれで質問を終わります。

○草野委員長 千葉七郎君。

○千葉(七)委員 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案につきまして質問をいたします。だいぶ問題も検討されましたし、また与えられた時間にもごく少なくなりましたので、二、三点につきましてお伺いをいたしたいと存じます。

その第一点でございますが、第二条の第三項、特定の有害物質は政令でこれを定めるという規定になっております。この特定の有害物質の決定につきましてはどのような物質を政令で定める予定であるか、まず第一にお伺いをいたしたいと存じます。

○中野政府委員　昨日からたびたび申し上げておりますが、われわれといたしましては、いまカドミウムの問題が一番緊急に問題になっておりますので、まずこの法律が成立いたしますれば政令でカドミウムを指定をいたしたいということを考えておりますが、しばしば御議論のありますように、生育障害の問題といたしまして銅、亜鉛が非常に問題であります。われわれの調査を緊急に進めまして準備整い次第次には銅、亜鉛を考えておるわけでございます。それからあと砒素、鉛につきましては人体に影響があるというふうに聞いておりますので、厚生省ともよく協議の上、その辺の見通しがつきました際に指定をいたしたいと考

えております。

○千葉(七)委員　まずカドミウムを指定する、銅と亜鉛等については追って政令で定める、こういう御答弁であります、午前からの質問に対する答弁によりますと、銅や亜鉛の決定はここの二、三年のうちになるべく早く決定をする、こういう答弁にお聞きをしておるわけでありますが、一年と二年で

は倍の違いがあるわけだと思ふのであります。したがって、一、二年の間になるべく早く決定をするというのでは一年と二年では倍でありますから、そういうゆうちような考えでは——銅の被害なんていうものはわかり切っておることなんです。したがってはっきり一年以内なら一年以内に決定をする、こういう答弁はできませんか。

○中野政府委員 一、二年以内と申し上げたのは、われわれといたしましてこれから調査をいたしまして自信をもっているいろいろな要件その他の基準をきめるわけでありますので、いっばい用心してと申しましようか、一、二年と申し上げたわけでございますが、気持ちといたしましてはできるだけ早くやりたいと考えておるわけであります。

○千葉(七)委員　そこで第五条についてお伺いをいたしますが、農用地の汚染対策計画、この汚染対策についての必要な事業は、汚染の防止、それから汚染されておる土地の汚染物質の状況、それからそれらの農地の利用の合理化、これは利用の変更であります。こういう三つの仕事が予定をされておるわけですが、この三つの仕事

について公害の原因者の明確なものは公害防止事業費事業者負担法の第四条、第五条によって定められたところに従ってこの費用の負担をする。それから原因者の不明確なものについては土地改良法によってこの事業を行なう、こういう御答弁なわけであります。

そこでお伺いをいたしましたのでありますが、土地改良法の第八十五条の一項によりますと、土地改良法による土地改良事業を行なう場合には、第三条の有資格者が十五人以上で申請をしなければ土地改良事業が認められない、こういう規定に

なっており、さらに第二項では、施行土地の三分

の二以上の同意がなければこの土地改良法による土地改良事業というものは行なわれないわけであります。この汚染農地が、必ずしも土地改良法の第八十五条第一項、二項に該当するものだけとは限らないと思うのであります。たとえば、汚染された土地の所有者が三人か五人しかなかったとい

うようなこともありましようし、あるいはまた、それらに接続をしておる土地もその区域に入るとしても、三分の二以上の施行土地の同意が得られないといったような場合もあるでありましようし、したがって、そういう場合には、いままでの質疑で答弁のありました、いわゆる土地改良法によつて第五条の農用地汚染対策の事業を行なうと

いうことが不可能になってくるのではないかと、
 いうような感じがするのでありますが、その点に對し
 てはどういうお考えでございましょうか。

○岩本政府委員 この問題は、先ほどもほかの委
 員からお尋ねがございましてお答えしたところで
 ございますが、私ども、農用地の汚染はかなり問
 題になっておりまして、汚染の範囲も広がって

るのじゃないかという想定のもとに、また、事業の性格なり、それから費用を事業者に負担させる場合の費用の徴収なり納付なりの問題がありますので、県営事業として仕組むのが一番妥当であろうという考え方をしているわけであります。県営事業として土地改良事業をやる場合には、御存じのとおり、八十五条の手続で、十五人以上の申請

がないとできないわけでございますが、御質問の、少人数の被害者があって面積も非常に少ないという場合は、先ほどの御答弁でも、今後検討させていただきたいということを申し上げたわけですが、その具体的な内容といしましては、土地改良法によらない、全員同意で土地改良をやる

いうことも考え得ますし、また、特にかんがひ排水事業であれば、非申請の事業も考え得るわけでございまして、また、その他融資等による事業も考えられますので、そういう小規模の被害の場合には、どういう方法をとるのが当事者にとって一

番有利であるかということとを勘案をしつつ今後十

分検討してまいりたいと思います。

○千葉(七)委員　御答弁によりますと、必ずしも土地改良法のしゃくし定木の適用ということではなくて、いろいろ別の方法で事業の実施を考えてまいる、こういう答弁であります。いづれにいたしましても、被害を受けているのは農民であります。

すからしたがって、農民の犠牲にならないような方法で汚染対策の事業の実施がぜひできますように、これは強く要望いたしておきたいと存じます。

それから、第八条の特別対策地域ですか、特別地区でございますね、この特別地区に指定をされました農地のうちの水田の問題であります。この

特別地区に指定をされた農地に対しましては、「当該農用地において作付けをすることが適当でない農作物又は当該農用地に生育する農作物以外の植物で家畜の飼料の用に供することが適当でないものの範囲を定めて、」その地区を指定する、こういうことになっておるわけであります。したがって、この水田に対しては水稻の作付ができない

い、こういうことになるわけであります。

そこで、私は、そういう特別地区に指定をされました水田は、これは今後の米の生産制限と申しますか——米の生産制限が来年度どういうふうになるかわかりませんが、こういう地域は米の作付制限の方針を適用して、そして休耕地というような扱いをして休耕補償金の支給等ができる

いか。そういうことにするならば、一石二鳥の効果をあげることができるのではないか、こういうふうに考えますが、その点はいかがでございますか。

○中野政府委員　お話のように、米をつくりま

と、これは食品衛生法で売れませんので、当然そ

これは米以外のものをつくる、あるいは休むということになるかと思っています。その場合に、ことしでありますれば、平均三万五千円の休耕なり転作奨励金を出したわけでございますが、具体的な例で申し上げますと、群馬なり富山なりでのことしの

実情を申し上げますと、会社側がそこを補償して休耕させております。三万五千円よりはるかに高い、その倍以上の補償金を出しておりますので、原因者がはつきりしておる場合は、これはおそらく会社側の補償で解決がつくというふうに思っています。原因者が全然わからぬ場合あるいはその農家の希望によりましては生産調整の対象にしてほしいのかというふうに思います。

○千葉(七)委員 公害の原因者のわかつている土地は、会社でそれ以上の補償をしておる、原因者が明確でないときには、希望によつてはそれを該当してもよろしい、こういう御答弁でございませぬ。それならば了承いたしました。

それからもう一つ伺ひしておきたいのは、この該当の土地の所有者が希望するならば、国の方針として、作付制限の土地の国の買入れという方法はとられますか、とられませんか。

○中野政府委員 今度の対策事業計画によりまして土地利用の方針をいろいろきめます。その時に、非農地に転用する場合、これを会社側が買う場合もありましようし、あるいは公共団体がそこを非農地としていろいろ活用することによって買入場合がございませう。ただ、国のほうで、いま特別の措置として買うという法制はございませぬ。しいて申し上げれば、農地法での国が買うという問題がございませうけれども、これは汚染土壌でありますので、自作農創設は使えませんので、その面ではなかなか困難だと思ひます。

○千葉(七)委員 第七條の問題であります、この第七條の定めによりまして、水質汚濁防止法、大気汚濁防止法等の基準よりもさらに都道府県知事がそれを規制する排出基準を定めて、この「当該排水基準若しくは排出基準を変更するために必要な措置をとるものとする」といういう定めになっておるわけでありませうが、これは、この水質汚濁防止法なりあるいは大気汚濁防止法なりでは、その法律による排出の基準ではとてい土壤の汚染を防止することができない、そういう状態のときにおいて都道府県知事が一そうそれよりもきびしい排出基準を定めることができるのだ、こういうふうな解釈ができるわけでありませうが、この排出基準を新たに設定をする、あるいは変更をするというのでありますから、したがつてこの「変更するために必要な措置をとる」ということではななくて、変更することができるとかいうふうにはつきりきめることが必要ではなかつたかと思ひます。が、「必要な措置をとる」というその措置は、どういう措置なんでしょう。

○中野政府委員 大気汚濁防止法でも水質汚濁防止法でも同様でございませうが、知事がよりきびしい上のその基準をつくりませう場合は、条例で定めることができるということになっております。土壤汚濁防止法では都道府県知事が「必要な措置をとるものとする」ということになっております。これは、知事が条例を直すように提案をするというふうには御理解いただければ、両方つなげて読んでいただけたらと思ひます。

○千葉(七)委員 もう一点だけ伺ひまして私の質問を終わります。というのは第十五条ですね。これは、「農林大臣又は都道府県知事は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため」に、「その必要の限度において」、「農用地に立ち入り」あるいは土壌若しくは農作物等「に」ついて、その「必要な最少量に限り土壌若しくは農作物等を無償で集取」することができ、こういう規定になっておるのでありますが、最小限度といつてもその量は決して一定にきまつておるわけではないわけでありませう。したがつて、最小限度があるいは非常に多量になるかもしれぬというところも考えられるわけでありませう。それをさういう不特定な数量の土壌なりあるいは農作物なりを集取る際に、それを無償で集取するということとは、私は、何と申しますか、財産権の侵害だと思ひます。その点につきましてはどういうふうな考えですか。

○中野政府委員 実際問題といたしまして、稲の一株か二株、土の一握りか二握りと申しますか、その程度以上のことはわれわれ予想をいたし

ておりませぬ。これはこの対策計画を立てて、いわば農家の汚染された土壌を回復するためのいろいろな事業でございませうので、最小限度の量に限つて無償ということにいたしましたわけでございます。いま御指摘のよつに、そんなに大量に持つていくというようなことはなかつてもございませう。

○千葉(七)委員 しかし、農薬取締法の第十三条を見ると、農薬の検査のために必要な農薬を製造する業者から集取した場合に、「時価によつてその対価を支払わなければならない」という定めになっておるのですね。農薬メーカーは、大資本家が大量な生産をやつておる。どうも政府の態度は、大資本家、大企業家には検査に必要なものを収集する場合にも時価によつて対価を支払う。そして力の弱い農民からは、おまえのためにやつておるのだからただで持つていくのだという、こういう態度は改むべきだと思ひます。大資本家に対しては、弱い農民に対しては同じ態度で臨むのが政府の公平な政治ではないかと私は思ふのであります。そういう観点からこれは改める考えはありませうか。やつぱり時価によつてその対価を支払うということに改めるのが筋ではないかと思ひますが、その点はどうか。

○中野政府委員 農薬の場合は、これは流通をいたしまして、かなり値段が明確になっておる。それから農薬のほうの法律では最小限度という限定もしております。したがつて、非常に大きな場合もあり得るということで、時価の対価を支払うということになっておるが、先ほどから申しておりますように、これは土一握りということになると、なかなか対価というわけにもまいりませぬので、やはりこの事業を円滑にやるための最小限度の担保といたしまして、農家からは土の一握り、稲の一株を無償でいただくということ

を明確にして、あとのトラブルを避けるようにしたわけでございます。私はいさういふ考えは間違つておると思ひうんだ。たとえ少なくとも時価による対

価を支払うということが当然政府の立場でなければならぬと思ひます。改める意思がなければ、これはやむを得ませぬけれども、いづれにしても、そういう政府の態度は私は納得がいかないうわけでありませう。

以上、時間が超過をいたしましたから、これで私の質問を終わります。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中野政府委員 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

それ第十二条の六及び第十二条の七とし、これらの改正規定の前に次のように加える。

(作物残留性農薬等の使用の指導)

第十二条の五 作物残留性農薬、土壌残留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用に当たっては、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

○草野委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。芳賀君。

○芳賀委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、ただいま提案されました農薬取締法の一部を改正する法律案の修正案につきまして、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、登録農薬の販売が禁止された場合、当該農薬の回収規定を設けたこととあります。すなわち、販売禁止措置がとられた農薬が回収されることなく、農家等農薬使用者のもとにそのまま放置されることは、これら危険な農薬が販売禁止後もなお使用されるおそれがあり、これが改正案の趣旨とする農薬安全使用確保の徹底を欠くといった事態を生ぜさせることは十分考えられるところとあります。

このため修正案は、かかる事態の発生を防止するため、「製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、販売禁止にかかる農薬につきこれを「防除業者その他の農薬使用者から回収するように努める」旨の規定を設けたこととあります。

修正の第二点は、指定農薬の使用にあつての指導体制を定めたこととあります。指定農薬は、その残留毒性等により人畜等に被害を生ぜさせるおそれがある農薬であり、これが

使用にあつては農林大臣の定める使用基準の厳守、または都道府県知事の許可を必要とする等、きびしい使用規制が行なわれ、これに違反した場合は罰則の規定が設けられているのであります。

このためこれら指定農薬の使用にあつては、十分なる農薬使用の知識を持った者の指導のもとにこれを行なわせ、その使用基準厳守の徹底をはかる必要があるものでありまして、修正案はかかる点にかんがみ、指定農薬の使用に際しては、農業改良普及員または病害虫防除員またはこれに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるようつとめる旨の規定を設けたものであります。

農業改良普及員、病害虫防除員等に対する農薬安全使用のための研修の強化等の措置と相まって、本修正により農薬の安全かつ適正な使用が期待されるのであります。

以上が修正の趣旨であります。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明を終わります。

○草野委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○草野委員長 本修正案について、別に御発言もありませんので、引き続き原案及び修正案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、芳賀君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。(拍手)

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本家は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

決すべきものと決しました。(拍手)

○草野委員長 この際、本案に対し、山崎平八郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる、本家に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。山崎平八郎君。

○山崎委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、ただいま修正議決されました農薬取締法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法改正の目的が人の健康を害する農薬公害の防止策を講じて農業生産の安定と国民の健康の保護および生活環境の保全に資するためのものであることにかんがみ、これが運用にあつては、左の諸事項の実現に努め、農業者の生産意欲の高揚に留意すべきである。

記

一、低毒性農薬について、その開発および実用化促進のため必要な措置を講ずること。

二、農薬に関する試験研究および検査体制の整備充実を努めるとともに、残留農薬研究所に對しては、国の試験研究検査機関との連携を密にし、所要の助成措置を講ずること。

三、共同防除の推進、指導の強化その他防除体制の整備確立を図るとともに、農薬使用者の健康及び安全確保のため特段の指導を行なうこと。

四、農作物についての農薬残留許容量の設定と安全使用基準の策定を早急にすめるとともに、残留許容量をこえる農作物が出荷されることのないよう万全の指導を図ること。

五、販売禁止等を受ける以前の農薬の使用によ

り汚染された農作物が廃棄され、農業経営に相当な打撃を与えることとなるときは、経営安定のため必要な措置を講ずること。

六、森林に対する薬剤の散布については、とくに環境汚染等副次的悪影響の防止に留意すること。

右決議する。

これら附帯決議の内容につきましては、委員各位の熱心なる質疑を通して十分御承知のところでありますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

おはかりいたします。山崎平八郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本家に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案について質疑を続行いたします。津川武

一君。

○津川委員 日本共産党を代表して質問いたします。

池田、佐藤と続いた自民党内閣の高度経済成長のもと、わが国は山河も海も空も公害によごされ、多数の死亡者や健康破壊者が出て、すべての国民にとって住みがなくなっています。

土壌についていえば、カドミウム汚染がこの臨時国会の最中にも新聞をにぎわし、カドミウムで田や畑をよごされ、そこから生産される米や野菜をよごされた農民は、よごされ損になり、政府が汚染を押え、汚染された田や畑をもとに戻すことを汚染源に要求し、よごされた米や野菜の補償を求めています。今提出されたこの法案によつては、問題は解決されそうもありません。また、たとえば足尾銅山の銅をけじめとする鉱山の排出物により田畑がよごされ、農作物が育たなくなつた農民は、今日まで長い年月にわたつて、被害の回復の保障を求めて戦ってきましたが、今回の法案によつては問題は一歩も前進しないと落胆しています。

日本の土壌は湖沼が水銀剤でよごれてしまつていて、これは、世界的に有名になり、公害対策では先進国であるスウェーデンから水銀汚染の実情を調査報告してくれと、WHOを通じ、日本農村医学会にきていますが、水俣病につながるこの水銀汚染も、今回の法案によつては、いささかも改善されません。

日本の土壌はカドミウム、銅、水銀ばかりでなく、鉛、砒素、亜鉛などに汚染され、そのために人体や農作物の生長を障害していることは、いろいろの面から具体的に明らかになっております。それが今回の法案では解決されません。と申しますのは、本法案で公害源である企業にはあまり規制が加わらないからです。もう一つには、守るべき土壌の基準が明らかに決定されていないからであります。

そこで質問ですが、土壌に環境基準を定めるべきと思うのです。特定有害物質のそれぞれに個別

に、人の健康に有害な農作物が生産され、または農作物の生育が阻害されることを十分阻止できるように、土壌の含有量を定めることであります。そうしないからカドミウムによる米の汚染が一P M以上になるのを汚染の許容量とするという対策に出たのです。これでは農用土壌がカドミウムに汚染されても、カドミウムに汚染されたい作物をつくるか森林にすればいいことになり、土壌汚染防止が二義的になるおそれがあります。

そこで、これ以上土壌をよごしてはいけませんという基準、すなわち土壌の環境基準はまずカドミウムと銅、次いで亜鉛についてやるべきだし、やれると思うのであります。農林省は銅と亜鉛については長い経験もたくさん資料も持つておるはずであります。したがって私は、これをまずやることを年次計画としてきめて、そのあとに、素だとか水銀だとか鉛を年次計画にすべきだと思つてございします。こういう土壌の環境基準をつくる腹がないか、これを年次計画にしないか。この点が一

もう一つ、大蔵省が来ておれば、この土壌の環境基準をつくることに對して大蔵省もやはり計画を立ててあらかじめ財政の支度をしておかなければ私はこれは進まないと思つております。農林省と大蔵省の答弁を聞かしていただきます。

○倉石国務大臣 銅によります生育障害のお話がございます。あなたのたのたのの御演説の中にありました点はききようお聞きのとおり、もう何べんかこちらの方針を申し上げております。人の健康に關係するカドミウムにつきましては指定を行ないますが、銅につきましては先ほど事務当局からお答え申し上げましたように、早急にその被害の実態、土壌の汚染度等について調査を進めた上で、できる限り早期に特定有害物質として政令で指定して、対策地域の指定、対策計画の樹立等、この法律に基づく所要の手續を経た上で必要な対策事業を進めてまいります、こういう計画でござい

す。

○松下説明員 土壌汚染の改良復旧事業の予算の

問題につきましては、ただいま農林省はじめ関係当局におきまして関係箇所についての調査、検討を行なつておる段階であると考へております。今後この法案の成立に伴ひまして地域の指定等が行なわれます場合には、調査の結果等に基づきまして事業の施行の予算要求となつて現実に提出をされるものと思つておりますが、その際には一々検討をいたしまして、必要と認められます事業につきましては土地改良法の規定に基づく事業といたしまして、実施に遺憾ないよう措置してまいります。

○津川委員 厚生省来ていますか。――自動車の排気ガスが大気汚染源として大問題になっております。鉛について非常に問題になるのですが、その鉛の環境基準、許容基準はできておりましたか。鉛についていけないと思つておりますが、できていないと思つております。この点は建設省にも伺います。

自動車の排気ガスの鉛が呼吸器を通じて人体に影響するだけでなく、大気にあるときにはすぐ飛散する可能性もありますが、土壌になりますと長いことそこにたまりまして、沈積して非常に土壌を汚染する危険が多い。現に自動車の往來のひんぱんな付近の土壌が鉛によごれておりますが、これに對する対策、自動車から鉛が出ないようにするにはどのくらいの年数かけて計画しておりますか、明らかにしていただきます。

○草野委員長 運輸省ですか。――運輸省車両課長来ていますか。――飯塚車両課長。

○飯塚説明員 お答え申し上げます。運輸省では、現在自動車の排気ガスから鉛が出るわけでございますが、それにつきましては、通産省と協議をいたしまして、ガソリンの無鉛化計画を昭和四十九年の四月までに達成するというふうなことが通産省の御計画でございまして、その計画に基づきまして鉛の入っていないガソリンを使う自動車の開発研究、それから現在使つております自動車から排出されます排気ガスの清浄装置の開発研究を現在逐次進めつつある状況でございま

す。

○津川委員 運輸省にもう一つ。土壌の汚染、ガソリンの中の鉛に對する、これは何か調べてありますか。現状を御存じですか。

○飯塚説明員 これは理論的にはガソリンの中には四アルキル鉛を加えておりますので、自動車の排気ガスからは鉛が出ること考えられますけれども、現在それが土壌にどういふふうな状況で蓄積されているかというふうなデータはまだ入手してありません。

○津川委員 建設省に一つだけ注文しておきますが、農林省の一部で調べてありますから、これはすみやかに握つて対策を講じていただきたいと思つております。

その次に、ばい煙や吐き出される特定有害物質と土壌汚染との因果關係ですが、これはやはり嚴重に因果關係を律していかないと加害者がはつきりしてきませんし、被害者が救済されないのです。そこで土壌汚染を基準にしないで米のカドミウムによる汚染を基準にして法案をつくつたり対策を進めているので、因果關係が不明になつてしまつております。私たち福島県磐梯や宮城県細倉や秋田県のいろいろなところに行つて実態を聞いてみましたが、米のカドミウムによる汚染と土壌のカドミウムによる汚染は必ずしも並行しないで、その間にいろいろな因子が入つてくるので事がめんどうになつてくるし、企業もそれを理由にして損害賠償の責任を逃げています。今回カドミウムによる米の汚染だけを法の対象としたので、正直なところ企業側はほつとしていくやうであります。これをたてにして逃げていくことは火を見るよりも明らかなのであります。極言すれば、この法律で救われるのは被害者の農民でなく、むしろ企業なのではないか、こういう意見が出てまいります。そこで土壌の環境基準をきめることが問題になるわけでありまして、土壌の環境基準で事を律すれば因果關係もつとはつきりしてまいります。そういうことが学問でもあるし、被害者を救う道でもあるのであります。したがつてこの法律を運

営するにあたって土壌の環境基準を定めること、その基準に従って事を運ぶということが決定的な要素でございますが、農林省の御見解を伺わせていただきます。

○中野政府委員 基本的な考え方は御指摘のとおりでございます。ただ、いまお話がございましたように、カドミウムについて申し上げても、米の中のカドミウムと、土壌の中のカドミウムとの関係関係と申しまして、これは地域によりましては大体の傾向は出ておるわけでございますが、なおその辺を明確に詰めた上でない、なかなか環境基準としてはできないわけでございます。農林省といたしましては技術陣を動員いたしまして、その辺を明確にした上で、なるべく早く環境基準はつくるべきだと考えております。銅についても同様でございます。

○津川委員 念を押して恐縮ですが、そうすると農林省自身も土壌の環境基準を中心にしてやりたいということですね。そういうことですか。答えていただきます。

○中野政府委員 その点はこの法律にも明確にしておりますように、地域指定の基準といたしましても、土壌に含まれる有害物質の種類、量から見るといふことを入れております。ただ、いま緊急にカドミウム対策をやらなければなりませんから、作物からも見てやるという考え方で。

○津川委員 それから土壌の調査、測定についてですが、これらもだいたい議論になりましたが、やはり問題にしなければならぬと思います。十二条と十五条の規定があります。ここでも公害の発生源である企業や工場に立ち入ることをこの法案は規定してないのです。水質汚濁防止法では通産省は工場に立ち入ることができません。厚生省も大気汚濁防止法でそのようにしたいといっております。工場の立ち入り検査は大気汚濁防止法や水質汚濁防止法の立場からありますが、土壌の汚染を防ぐことがこの法律の主たる目的ですから、農林大臣が立ち入り検査できないのはほんとうに根本を逸していると思うのであります。厚生省が入

るのは大気です。通産省が入るのは水です。こちらは土壌です。したがって、水で入っていても土壌で入っていきと断られることになりまして。したがって、土壌を守るべき農林大臣が立ち入り検査できるということ、こうしなければいけないと思います。十五条で農林省の農地には農林大臣が立ち入りできないというのには非常に大きな問題をはらんでおりまして、この点どうするのか。間に合わないからこの次改正する、またいま方針があれば方針を聞かせていただきます。

○中野政府委員 これはたびたび申し上げておりますように、大気の水質汚濁防止法によりまして、よりきびしい基準を定めるために知事が必要措置をとるといふことを本法案では明確にしておるわけでございます。したがって、そういう土壌の汚染と関連のある地域につきましては、当然知事はその観点から大気の水質汚濁防止法によりまして立ち入り検査をするわけでございまして、二重にやる必要はないということから、ここに書いてあるわけでございます。

○津川委員 局長、それはおかしうありませんか。水質保全法では入る、土壌汚濁防止法では入れない、したがって、具体的に土壌の汚染を問題にするときに、土壌の汚染をどこまで許すかという基準がないから、こういうことになる。皆さんの作業が、カドミウム、それと米という形で、特定有害物質を作物でやるからこうなるのであって、土壌の環境基準というのを守るといふ立場からいけば方法も変わってくる、当然やれるんじゃないかと思うのですが、この点どうでございますか。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたように、水、大気ということにいたしましたけれども、たとえば先ほど渡良瀬の話が出ましたけれども、現在でも渡良瀬につきましては、水の排出基準につきましては、土壌のことを考えて基準をつくっております。その場合には、当然作業としては農林省が入っておりますし、そういうことでございます。

ので、渡良瀬でありますれば群馬県知事が立ち入り調査をいたします際に、土壌のことを考えないで、水のことだけであるというところはございませぬので、その点は私たちは安心しております。ただ、法の運用を今後やってみて、いろいろ問題があると思つておられます。その際には検討しなければならぬと思つております。

○津川委員 まだ少しその点がひっかかりますが、次に、公害は発生源で押える、公害で起きたいろいろなトラブルは、その発生源の人が片づける、これが当然な私たちの要求ですが、とすれば、土壌汚濁防止法の立場からは、事業者自身が吐き出した煙や排水について調査し、観測し、その結果を発表して対策を立てるのが当然ではありませんか。土壌がどのくらいよれているかというのを企業が調べて、観測して発表する、そうでなければいけません。いまの状態だと水とばい煙だけやっていたらよろしい、ここにも土壌の環境汚染という環境基準を設けないことが、こういう形であらわれたと思うのですが、企業はこの汚染に対する責任はありますか。また、調査させて、観測させて発表させませんか。

○中野政府委員 水質汚濁防止法によりまして、排出をいたします場合、その結果を記録しておかなければならないというふうに水質のほうは規定されております。土壌の点につきましては、これは土壌に蓄積するという問題でございます。これは土壌に蓄積するといふ問題をございまして、われわれといたしましては予算のことを申し上げた際に、農林省としてはこの汚染の著しいところにつきましては、常時観測をするという予算もつて、われわれのほうの試験所の側からはやるわけでございます。あわせて企業がやる必要があれば、当然われわれとしてもやるように要請はしたいと思つております。

○津川委員 そこで、別の問題ですが、観測、監視、調査、そういうことでもう一つ問題がある。私たちはカドミウムの汚染地域にときどき行つてみましたが、先ほど公明党の方も言っていましたけれども、企業は、おれには責任はないと言つて

いる。それでは民間の技術者に入ってもらつて、調査せよと要求してみますと、それも斯わるのです。だから、私たちは公選制で公害委員をつくり、そこで立ち入りも検査も、結果の公表も対策もやれることを基本的に要求しているのですが、こうした被害者が起こす汚染防止の運動といいますが、動きといたしますか、これは汚染を防止する上に一番大きな力になると思うのですが、こういう運動に対して、農林省も喜んで応援すべきだと私は思うのですが、態度を聞かしていただきます。

○中野政府委員 そういふふうにおっしゃいますけれども、どういふ運動がよくわかりませんので、何とも申し上げようもございませんけれども、その被害を受けておる農民はじめ、住民の意見を十分聞くというのには当然のことでございます。

○津川委員 そこで、被害を受けた農民の被害補償ですが、先ほどからこれもたくさん議論になつております。繰り返しませんが、法の十七条で、国はいろいろ指導援助をしなければならぬといふふうになつておりますが、土壌がカドミウムで汚染されますと、現実にはその田の値段が下がつておきます。こういう被害を援助していく、助けていく上について、この十七条はそういうことも意図しておるのではありませんか。もし意図しているとしたら、具体的にどうするか、もう少し明らかにしていただきたいと思うのです。厚生省関係では、いろいろな苦情処理所、困りごと相談所、出かせぎ者では出かせぎ相談所とか、いろいろなことがあるのですが、そういったことまでこの第十七条は含んでいるのかどうか。十七条の実態をもう少し明らかにしていただきたい。

○中野政府委員 ただいまお話しのように、カドミウムで汚染された農用地の値段が下がるという問題もあると思つております。したがって、われわれとしてはできるだけ早くそれをもとに戻して、正常な土壌にしたいといふことを考えておるわけでございますから、そういうことを基本にいたしまして、いろいろな国なり県なりは当然援

助をすべきだというふうに思っております。それでは具体的にどうしろということになりますと、これは地域指定をいたしまして、その調査をした結果、どういうふうな農家のためにやってやればいいかということをよく見きわめた上で、対策をとっていかねければならないと思っております。

○津川委員 被害を受けた土壌の、いまの話された土地改良事業、回復ですがね。今度は費用負担法で、企業に明らかに責任がある場合には企業も負担しなければならぬ。企業が異議を申し立てて民事裁判に持ち込んだときは三年も四年もかかることがあるわけでありまして。こういう苦情処理のために時間のかかっているときに、企業者の費用負担がきまらないので、土地改良事業が延ばされる心配がありませんか。そういう場合には国で責任を持ってお金を出して、あとで問題がきまったとき、国がかわってそいつを請求して受け取るという、そういうことをしないと二年も三年もよごれっぱなしに放置される心配があるということを農民が言っているのですが、土地改良関係のベテランが——その心配はありませんか。

○中野政府委員 その点、私御心配ないと思ひますのは、民事上の損害賠償の問題は、最終的には裁判によるものでありますが、費用負担法のほうは、これは施行者が負担金額の額を決定しまして通知をいたしまして、そして払わない場合は強制徴収の規定まで置いておりますので、これは損害賠償とは別に、対策計画がきまり、費用負担計画がきまりますと、その段階でどんなやれるわけでございます。

○津川委員 厚生省来ておりますか。まだ来てませんか。あとで来ると言っておりましたが……。

それでは質問を最後に一つだけ。繰り返すように、念を押すようですが、やはり土壌の環境基準を設けていく。そのためには特定有害物質をきめていく。大蔵省にその計画も話して予算も要求する。これはただやりますでは私にはできないと思

う。厚生省が今度食品の中に含まれる農薬の許容基準を四十八年までに、作物でいうと四十八種類、農薬でいうと十八種類——二十八種類ですか、それを四十六年にはこれをやる、四十七年にはこれをやる、四十八年にはこれをやると手はずをきめておる。そうすると私は実行できると思う。せつかくこの法案であるから、そうしないと有効なことにならないので、こういった年次計画を立てていく、そういう必要があると思うのですが、これは局長でけっこうです。

○中野政府委員 お話のとおり、年次計画ということばでございますが、私たちとしては、カドミウム問題というのはいささか調査をやっております。来年もことしの何倍かの予算要求をしております。そこでまずカドミウムについていろいろ地域指定の面から考えます。と同時に、銅、カドミウムを含めまして、環境基準につきましてどういふふうな設定をするかという予算も当然要求しておるわけでありまして、四十八年までかかるとかいうよりも、もっと早くできればやりたいということでもあります。

○津川委員 終わります。

○草野委員長 次回は明日開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

昭和四十六年一月八日印刷

昭和四十六年一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局